

平成17年度の取組結果の詳細

第2次大綱の体系							17年度目標及び実施内容			取組み結果の評価			部局課				
基本項目		具体的方策		推進項目		具体的な取組事項		定性目標	数値目標	実施すること	実施したこと	17年度目標達成状況	17年度目標の達成状況の説明		部局	課	
No.	内容	No.	内容	No.	内容	No.	内容	H17年度末時点で対象をどのような状態にまで変化させるか	定性目標を言い表すことができる数値		達成した内容	達成状況	達成状況の説明				
I	市民との協働によるまちづくり	1	市民との役割分担の再構築	(1)	市民参画の気運醸成に向けた取組	①	市民やNPO等と市との協働に対する市職員の意識啓発を進めます	全ての市職員が協働の理念について説明でき、担当する分野において市民と協働で実施できる事業がないか、常に検討している状態。	理解度テスト合格率100%。 (合格点はテスト難易度に応じて設定)	協働に関する職員向け手引書を作成し、管理職を対象に協働の手引書により基礎知識編、実務編について研修を行う	現に市と何らかの事業を通じて連携中の住民組織やNPOと、連携上の課題等について意見交換会を3回にわたり実施し、連携上の実情と課題把握を行った。それらを踏まえ、職員向け手引書の原案を作成した。	<input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input checked="" type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	職員向け手引書の原案を作成したものの、職員研修の実施には至らなかった。	企画・地域振興部	企画政策課		
						②	市民一人ひとりが主体的にまちづくりに参画できる基盤を整え、市民と市との協働のまちづくり体制を築いていくための基本となる理念、ルールなどを定めた条例を市民と市との協働作業により策定します	4つの基本検討項目について検討するとともに、自治基本条例に定めるべき項目とその内容について箇条書き程度にまとめ、市民会議の素案とする。	—	・みんなで創る自治基本条例市民会議を月1回程度開催し、ワークショップを行いながら自治基本条例の素案づくりを行う。 ・第6回目(5月26日)から12人ずつ6班に分かれてワークショップ形式により素案の検討を行っている。 ・基本検討項目を①まちづくりを進めていくうえで大切にすること ②まちづくりの主体(担い手) ③まちづくりの主体(担い手)の役割と責務 ④まちづくりを進めていくうえでルール化すべきこと の4点として検討を進めている。	自治基本条例の基本検討項目①「まちづくりを進めていくうえで大切にすること」、②「まちづくりの主体(担い手)」、③「まちづくりの主体(担い手)の役割と責務」、④「まちづくりを進めていくうえでルール化すべきこと」を、みんなで創る自治基本条例市民会議で検討。	<input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input checked="" type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	項目④まで市民会議で検討したが、素案確定までさらに議論が必要となったことから、平成18年度も引き続き市民会議を開催し検討することとなった。	企画・地域振興部	企画政策課		
						③	「市民が行政について勉強をしたい」という要望を受けて、市の職員が講師となって出向く「出前講座」を制度化します	延べ参加者数が前年度を上回る状態	・14,514人 ・前年度実績9,676人×1.5(合併による人口増分)	・年度末発行の「生涯学習年間情報ガイドブック・キャッチ」に掲載し、主要施設に配布 ・市のホームページにも掲載 ・ガイドブックの発行にあわせて、報道各社への情報提供により周知	・年度末発行の「生涯学習年間情報ガイドブック・キャッチ」に掲載し、主要施設に配布した。 ・市のホームページの内容を更新、掲載した。 ・ガイドブックの発行にあわせて、報道各社への情報提供により周知を図った。	<input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input checked="" type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	市ホームページ(17年4月、18年3月に内容更新)及び生涯学習年間情報ガイドブックの発行(17年4月、18年3月)により、出前講座制度の周知を図ったが、目標未達成となった。  ・H17年度数値目標に対する実績：10,649人(目標値を3,865人下回った。)  ※市職員以外が実施した講座(講師を職員以外に依頼し実施した講座)を含む出前講座参加実績：23,199人 ※H18年度目標値10,700人(実績を基に市職員が実施する出前講座のみを対象として目標値を設定) H18年度目標値は、「人にやさしいまちづくり推進計画」に掲載済み	教育委員会	生涯学習推進課		
						④	NPOなどとの連携による「まちづくりに係る講座」を開設します…NPOなどに「まちづくりに係る講座」業務を委託します	まちづくりに対する理解と知識を高めていると、まちづくりへの気運や、まちづくりリーダーとしての意欲が高まっている状態。	—	17年度まちづくり市民大学内容及び運営をまちづくり市民大学修了生やボランティアの方々と共に実施する。	市民大学の講座において、13区で活躍しているNPO等の団体から活動内容や地域の紹介について講演していただいた。	<input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他	NPO等の団体に業務を委託する形式ではなく、市民による市民大学運営委員会と行政とが協力して開催した。	企画・地域振興部	企画政策課		
						⑤	各種講座が知識・技術の習得にとどまらず、仲間づくりの場となるよう運営を工夫するとともに、市民活動が高まるテーマを積極的に取り入れます	全ての受講生がまちづくりに積極的に取り組む気持ちとなり、取り組むテーマをイメージしている状態。	講座終了後のアンケート調査で、「一層まちづくりに積極的に取り組みたい」と選択回答する受講生100%。	まちづくり市民大学を実施する。10回連続講座とし、地域で活動する複数のNPO等から活動状況や今後の展望を講演いただく。意見交換会を取り入れながら、受講生相互の交流を図る。	講座内に意見交換会を取り入れ、受講生同士のまちづくりに対する意識の高揚と仲間づくりの機会の場を取り入れた。また、市民大学に関するアンケートを行った(対象84人、回答43人、回答率51.1%)。	<input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他	「意見交換会」の回は出席率が低下し、特定の受講生だけが意見交換をする傾向にある。仲間づくりの積極的な意識改革の工夫が必要。アンケート結果で、「まちづくりに積極的に参加する」と回答した割合は39%であったが、さらに学習するが34.1%、仲間づくりを進める17.1%など、参加について前向きな意見が多数を占めた。	企画・地域振興部	企画政策課		
						⑥	市民が参加する企画委員会又は検討委員会の実効性を高めるためワークショップを取り入れ、市民の声を市政に反映させます	各種審議会等で市民の意見が十分に反映されている状態	—	ワークショップほか実効性が期待できる手法をその都度する	市民会議等における協議に際し、円滑な議論に資する様々な手法を取り入れた。	<input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他	運営上の場面場面で、ワークショップほか実効性が期待できる手法をその都度採用した。	企画・地域振興部	企画政策課		
						⑦	市政モニターやまちづくり市民大学などの講座に参加した市民のうち、市政への参画に意欲のある方に対して各種審議会などの委員の公募情報を提供するなどして、その後の活動の場を提供します	—	—	—	総合計画市民会議やまちづくり市民大学協働会議の委員募集にあたり、まちづく市民大学参加者など市政に参画の意欲がある皆さんに、活動の場の情報を提供した。	<input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他	まちづくり市民大学参加者の中からも数名が総合計画市民会議やまちづくり市民大学協働会議の委員に委嘱され、市政に協力いただくことになった。	企画・地域振興部	企画政策課		
						(2)	市民参画による事業の推進	①	食生活改善推進員や運動普及推進員など、地域の推薦を受け、市の養成講座で知識や技能を習得された方が地域で公的な活動をしていただく事業を推進します	運動普及推進員の未組織12区の組織化に向け、各小学校区4人以上の会員を養成できるよう平成18年度の講座開設に向け、各区の担当者や協議し、予算措置を含めた準備を完了した状態。	平成17年度末における要介護認定者数を9,100人以下(前年度比69.7人の増)に抑える。	食生活改善推進員 ・世代別栄養指導教室等：152回 ・現推進員育成研修会：4回 運動普及推進員 ・地区健康ウォーク：34回 ・運動教室(いきいきクラブ)：32回 ・現推進員育成研修会：4回 ・高齢者向け健康増進運動の創作・普及(通年) ・未組織区での組織化に向け、運動普及推進員養成講座開催の準備を進める。	食生活改善推進員 ・世代別栄養指導教室等：152回 ・現推進員育成研修会：4回 運動普及推進員 ・地区健康ウォーク：30回 ・運動教室(いきいきクラブ)：32回 ・現推進員育成研修会：4回 ・高齢者向け健康増進運動の創作・普及(通年) ・未組織区での組織化に向け、運動普及推進員養成講座開催の準備を進める。	<input checked="" type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	食生活改善推進員の活動は、世代別栄養指導教室等の開催は年度当初計画を上回る回数を実施できた。運動普及推進員の活動は地区別健康ウォークは計画数より少ない開催であったが、平成16年度の16回の回数を上回る回数を実施できた。その成果として、年度当初に掲げた定数目標である『平成17年度末要介護認定者数を9,100人以下(前年度比697人の増)に抑える』を達成し平成17年度末の要介護認定者数は9,076人(前年度比673人)に抑えることができた、と考える。	健康福祉部	健康づくり推進課
						②	地域コミュニティ事業、マイニパーク事業など、企画段階から整備・実施まで地域住民が参画する事業を積極的に推進します	まちづくり計画を自主的に策定する団体が、既存の制度に則り企画から実施段階まで参加している状態	地域コミュニティ計画支援事業 3件 地域コミュニティ実践事業 1件	全体への周知としては広報やホームページでPRを行ったほか、個別のまちづくり協議会等からの照会に随時対応した。	<input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input checked="" type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	実績は、実践事業の1件のみであったが、計画支援事業に対して4件の照会があるなど、制度の周知は進んでいる。	企画・地域振興部	企画政策課			

第2次大綱の体系						17年度目標及び実施内容			取組み結果の評価			部局課				
基本項目		具体的方策		推進項目		具体的な取組事項		定性目標	数値目標	実施すること	実施したこと	17年度目標達成状況	17年度目標の達成状況の説明		部局	課
No.	内容	No.	内容	No.	内容	No.	内容	H17年度末時点対象をどのような状態にまで変化させるか	定性目標を言い表すことができる数値	実施すること	実施したこと	17年度目標達成状況	17年度目標の達成状況の説明		部局	課
I	市民との協働によるまちづくり	1	市民との役割分担の再構築	(2)	市民参画による事業の推進	②	地域コミュニティ事業、マイミニパーク事業など、企画段階から整備・実施まで地域住民が参画する事業を積極的に推進する	まちづくり計画を自主的に策定する団体が、既存の制度に則り企画から実施段階まで参加している状態	—	合併前の上越市、各区のまちづくり協議会等にコミュニティ計画支援事業補助金について周知し、この補助金を活用して地域づくりのプランを策定し、地域の特性をいかしたまちづくりをしてもらう。この補助金を受けたまちづくり団体が、補助金の対象になった計画を実践する。	公園整備に際し、地元町内会と連携して地域住民が参加した環境整備事業の推進。	<input checked="" type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	3ヵ年での整備の最終年スケジュールどおり、地元町内会との連携を図りながら最終年度の整備内容について計画どおり整備を実施した。		都市整備部	都市計画課
						③	地域の身近な公園や集会場、農道など地域住民に密着した施設などの管理について、行政の手の届かないところを地域の協力により分担いただくことで協働の管理を進めます	地域ぐるみで子供を育てようとする意識を醸成させるために、町内会への委託件数を増加させる。	地域ぐるみで子供を育てようとする意識の醸成を先行させるため、経費の削減は考慮しない。	町内会への監視業務の委託件数を増加させること 平成16年度：8件⇒平成17年度：9件以上	委託業務内容について、地元町内会への情報提供を行い今後の管理について協議を実施した。	<input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input checked="" type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の身近な公園の管理については、17年度末で72ヵ所地域との協働による管理を実施している。</li> <li>・17年度の取組であった子供プールの監視業務の委託件数の増加については、事故発生時の責任等について、町内会との間で協議が整わず目標の達成ができなかった。 なお、この対応として、シルバー人材センターに業務委託を実施したが、費用的には安価での契約が可能となった。 (△8,600円×7件=△60,200円) ※目標件数9件に対する実施件数2件の差</li> </ul>		都市整備部	都市計画課
						③	地域の身近な公園や集会場、農道など地域住民に密着した施設などの管理について、行政の手の届かないところを地域の協力により分担いただくことで協働の管理を進めます	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもの家管理運営方針案の素案を関係町内会長に示し、聴取した意見を管理運営方針に反映させ、方針を確定している状態。</li> <li>・管理方針の決定にあたっては、経費の削減及びこどもの家の機能を低下させることなく、施設のサービスを向上させることを基本に検討していく。</li> <li>・管理方針に移行するためのスケジュールを検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもの家管理運営方針案の素案を関係町内会長に示し、聴取した意見を管理運営方針に反映させ、方針を確定している状態。</li> <li>・管理方針の決定にあたっては、経費の削減及びこどもの家の機能を低下させることなく、施設のサービスを向上させることを基本に検討していく。</li> <li>・管理方針に移行するためのスケジュールを検討する。</li> </ul>	※その他、開設場所、監視体制等の変更も、関係町内会長からの意見聴取等を基に具体的な管理運営方針を検討する。 管理運営方針の素案としては、町内会に委託することを含め指定管理者制度を導入する方法や、こどもの家の機能を残して施設自体を町内会に譲渡する方法が考えられる。これが実施されれば経費負担にかかる不公平感は解消されると考えられる。 なお、管理運営方針を決めるにあたっては、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市と地域（町内会等）との役割の明確化</li> <li>・管理経費</li> <li>・委託料</li> </ul> などについて決めていきたい。	管理運営方針案の課内検討を進めたが、市長、助役協議、関係町内会長会議開催までには至らなかった	<input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input checked="" type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	「市民との協働」による管理、運営方針を町内会等、地域の意見を聞きながら、引き続き検討を進めていくこととした。		市民生活部	次世代育成支援課
						③	地域の身近な公園や集会場、農道など地域住民に密着した施設などの管理について、行政の手の届かないところを地域の協力により分担いただくことで協働の管理を進めます	利用者が地域住民に限定されるため町内会が指定管理者として活動し、地域の創意工夫により管理経費の削減を目指し、かつ、気持ちよく利用できる施設状態の確保。	<input checked="" type="checkbox"/> 管理経費19,258千円（平成17年度予算） <input checked="" type="checkbox"/> 管理内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・草刈3回/年</li> <li>・施設点検8回/年</li> <li>・その他冬囲い等</li> <li>・管理の参加率（戸）80～90%</li> </ul>	18年度にすべての農村公園について指定管理者制度を導入して協働を実現させるため、今年度は指定の基準を定める。 その基準には、地域の管理手法により草刈、高熱水費等施設の管理経費が削減されている状態、及び地域で管理されることにより一層の連帯感が醸成され、町内会のほとんどの住民参画による管理が行われる状態が実現するよう、盛り込むこととする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遊具の定期点検</li> <li>・遊具の取り外し、樹木等の冬囲い実施</li> <li>・水道の閉栓</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3月に入っても積雪があった為に、遊具の取り付けは出来なかったが、それ以外は計画どおりで実施した。</li> <li>・当初予算額と比較し、管理経費が2,031千円削減できた。</li> </ul>		農林水産部	農村整備課
						③	地域の身近な公園や集会場、農道など地域住民に密着した施設などの管理について、行政の手の届かないところを地域の協力により分担いただくことで協働の管理を進めます	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落に対し要望調査を行い、農道の維持管理及び改良が必要な箇所について要綱により負担割合を決め、原材料の支給及び機械の借上げ支援を行う。</li> <li>・地域との協働作業により、農業用施設の適切な維持管理と管理費の軽減が図られる。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 修繕が必要な箇所に対する対応状況を100%とする（申請件数に対する対応状況） <input type="checkbox"/> 地元の労力等の提供による維持管理経費の削減	さらに原材料・機械借上げ制度を全市内に広く周知するため、これまでの町内会長ハンドブックのほかピーアール紙を作成し配布する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ピーアール紙の作成・配布</li> <li>・要望調査</li> <li>・修繕が必要な箇所の対応</li> <li>・町内会長ハンドブックでの紹介</li> <li>・地元への支給・支援の実施</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ピーアール紙から管理作業まで地域住民との協働に向けて計画どおり実施した。</li> <li>・集落からの要望に対して、100%達成できた。</li> </ul>		農林水産部	農村整備課
④	NPOやボランティア団体など、同一の目的のもとに集まった団体が行う公的な活動に対する支援を推進します	市民ボランティアにおける相談・助言、市民活動室の利用が16年度より多くなっている状態	相談・助言件数325件（16年度の相談件数の5%増） 市民活動室利用人数9,973人（16年度の利用人数の5%増）	NPO・ボランティアセンターにおける相談・情報提供 補助金による支援制度（ボランティア活動を始める市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を支援し、もって公益の増進に寄与するため、ボランティア団体に対し、予算の範囲以内で補助金を交付） 活動スペースの提供（市民プラザ2階、雁木通りプラザ3階、レインボーセンター3階にミーティングスペースがあり、貸しロッカー、レターケースが設置されている。市民プラザにはコピー機、印刷機も設置されている）	補助金による支援制度、活動スペースの提供の他、これまで市で作成していたボランティアハンドブックを、NPO（くびき野サポートセンター）が作成、販売することにより、より広く団体活動の周知を図った。	<input checked="" type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	NPO・ボランティアセンターの利用実績は増加傾向にあり、情報提供の効果の他に、ニーズが高まってきたことも伺える。		企画・地域振興部	企画政策課						
⑤	文化財の発掘や自然環境保全など特定の行政分野に興味を持つ市民に、ボランティアとしての参加を呼びかけ、行政サービスをサポートいただく制度の導入を検討します	—	—	ボランティアは、自主的に活動を行うもので、財源のコストを下げるために行政のサービスをサポートするのではない。従って、行革の対象にはならない。	なし	<input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他	事業実施にあたり、市が市民に協力要請する際は、協働の理念によらねばならず、その連携関係に伴い、市民に実施いただく要素をもって、端的に行政改革の一手法として推進することは、協働の理念に反するものとする。この点については、第3次行革大綱の見直しにあたり正したものと認識している。		企画・地域振興部	企画政策課						

第2次大綱の体系							17年度目標及び実施内容			取組み結果の評価			部局課					
基本項目		具体的方策		推進項目		具体的な取組事項		定性目標		数値目標	実施すること	実施したこと		17年度目標達成状況	17年度目標の達成状況の説明		部局	課
No.	内容	No.	内容	No.	内容	No.	内容	H17年度末時点で対象をどのような状態にまで変化させるか	定性目標を言い表すことができる数値									
I	市民との協働によるまちづくり	1	市民との役割分担の再構築	(2)	市民参画による事業の推進	⑥	施設の活用方法等について、市民に意見やアイデアを求め改善に反映します	まずはアンケートを実施した施設を優先し、所管課がアンケートの結果を評価し、改善点がある場合は改善するような状態。	312施設：アンケート実施・反映施設数	・施設の改善を的確に進めるため、そのデータベースとして施設の基本情報（設置目的、事業概要、管理経費、開館時間、料金設定、財産価格、業務の執行状況、職員配置状況、利用人数、利用者種別）を把握する。 ・アンケートを開始した施設について、アンケートの提出状況と意見反映の状況を把握する。 ・職員又は管理人が常駐するすべての施設について、アンケートの実施徹底を通知する。その際は納得度に関する質問項目を盛り込むよう指示する。 *上記については、定期的な連携管理を効率的に行うため、統一した様式を用いて把握する。	・アンケート実施施設・・・231施設 ・利用者会議の開催や利用者から直接意見を聞くなどアンケート以外の方法を実施した施設・・・361施設 ・アンケート等を実施しなかった施設・・・335施設	小中学校を除く市の公の施設927施設にアンケート等の実施を依頼し、このうち592施設が何らかの方法で利用者の意見を聴取した。 【内訳】 ・アンケート実施施設・・・231施設 ・利用者会議の開催や利用者から直接意見を聞くなどアンケート以外の方法を実施した施設・・・361施設 ・アンケート等を実施しなかった施設・・・335施設 アンケートや利用者会議等の結果に反映可能な意見があり、これを施設の運営に反映させた施設は209施設であり、残りの383施設については直ちに反映できる意見がなかったため、反映しなかった。 335施設ではアンケートを実施していなかったが、その理由と内訳は以下のとおり。 ・職員又は管理人が常駐していない施設・・・220施設 ・アンケートの実施にむけ内容を検討中の施設・・・38施設 ・廃止または休止した施設または新設の施設・・・17施設 ・アンケートを隔年で実施している施設・・・4施設 ・一般利用者のいない施設（給食センター、農業集落排水処理施設など）・・・52施設 ・理由無く未実施の施設・・・4施設	■達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	592施設でアンケート等が実施され、うち209施設ではその結果を反映した改善が行われたことから、当初の目標を達成できた。 ※意見を反映した主要内容と施設数 ・施設、設備の改善を実施した施設（案内看板等の設置など）・・・9施設 ・サービスの改善を行った施設（利用時間の延長、接遇の向上など）・・・113施設 ・頂いた意見を施設の利用促進策として検討材料とする施設・・・87施設	総務部	行革推進課		
					(3)	民間活力の導入	①	NPO、ボランティア団体、地縁団体、公益団体などの団体の活動を活発化し、積極的な参画を促進するため、委託等における対象事業の基準や受託者の選定基準等を検討し、策定します	—	—	—	18年3月に、くびき野NPOサポートセンターの主導により、市も連携して「NPOと上越市の委託契約書検討会」を立ち上げた。	<input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 ■その他	市民活動団体との委託については、協働のルールの一環として検討していく。 17年度当初より、本件に具体的に着手する予定は無い。	企画・地域振興部	企画政策課		
				②	市民プラザ、厚生南会館、リージョンプラザ上越、オールシーズンプール、文化会館、青少年文化センターなどの施設において民間委託を進めます。また、使用料収入を受託者の収入として管理経費に充てる利用料金制を導入することで、受託者の経営努力を促すとともに、会計事務の効率化を図ります	地域経済の活性化や観光振興を推進していることから、テナント入居者とは引き続き調整を必要とするため、テナント関連の団体（商工会議所・上越商業サービス公社・市産業観光部等）が定期的な話し合いを進める中で指定管理者制度導入については継続検討事項とし、さらに研究を進める（平成21年を目的に導入の方向性を検討）	年2回以上の研究会を実施	貸館利用率の向上によって、一部テナントの増収に結びつくことから、過去の利用者に対して文書・電話などで館利用のPRの強化を行うほか、テナントと調整をとり合い、来館者のニーズを探索する中で（合併後13区の物産の取扱い等）販路拡大をめざしながら、指定管理者制度への移行を研究していく。	・指定管理者制度について、テナント入居者や商工会議所ほかと今後のあり方について話し合いを進めた。 ・館利用の促進のため、過去の利用者に対し利用を呼びかけた。また、市内ホテル等に当館のパンフレットの配置を依頼し、積極的な利用を依頼した。 ・13区の物産の取り扱いについて、テナントと調整を図り、一部生産加工所等に打診。調整ができた店舗の出品が完了している。	■達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	現在のテナント入居者、上越観光コンベンション協会、商工会議所等各団体と話し合いを進めた。 ・観光物産センターが観光拠点施設としての役割を担っていることから、この施設の管理運営は、当市の観光事業推進を目的として創設された上越観光コンベンション協会から担っていただくことが最善と考えた（また、観光コンベンション協会は、観光物産センターを活動拠点としている）。 ・しかし、コンベンション協会の現体制は任意団体の域を出ないため、競争原理の働く指定管理者制度導入に当たり、受け皿とならないことから、指定管理者制度の導入を当面先送りすることとした。	産業観光部	観光物産センター					
②	市民プラザ、厚生南会館、リージョンプラザ上越、オールシーズンプール、文化会館、青少年文化センターなどの施設において民間委託を進めます。また、使用料収入を受託者の収入として管理経費に充てる利用料金制を導入することで、受託者の経営努力を促すとともに、会計事務の効率化を図ります	・指定管理者制度導入の目標は達成されたため、今後指定管理者の指導監督に努め更に市民に満足度の高いサービスを提供する。 ・バランスのとれたジャンルの自主事業を展開し、集客の増員に努める。	・5,434千円（削減額5.4%） *市直営時の16年度決算額（人件費含む・工事請負、設計等委託料除く）と契約額との差を数値目標としたもの。 ・貸館事業集客目標 120,000人 ・自主事業集客目標 21,000人 ・ソフト面等数値目標に現れない部分に対しては、利用者のアンケート調査により評価（18年度実施予定）	文化会館：現行計画どおり実施。（17.4.1から指定管理者へ移行） ・指定管理者の管理監督は、毎月の月報と、指定管理者からの連絡により、指示監督を行う。 ・評価については、施設利用者数により評価し、事業評価については、様々なジャンルの事業を実施しているが、市民ニーズの多様化により一概に評価することは困難である。 例：売れるタレント事業を行えば入館者が増えるが、クラシック等人気が希薄な事業は期待できない、よって入館者数でも評価は難しい。 *平成17年度の途中経過 ・平成17年度事業は前年度に市が計画したものを実施しており、事業の企画自体に対する指定管理者のアイデアやノウハウは発揮されていない。 ※迅速な動きについて ・簡易な修繕について従前は起案～完了まで日時を要したが、修繕が必要と認められた時は即時に取り掛かることにしている。 ・チケット販売などで民・民同士などで簡単に話し合いが行われている。	・指定管理者と連絡を密にし、事業の集客に努めた。 ・自主事業3公演、共催事業9公演、アウトリーチ事業9ジャンル23公演の実施した。	■達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	・前年度予算に対して5,434千円を削減 ・貸館事業集客目標 120,000人に対して 139,884人集客 116.6% ・自主事業集客目標 21,000人に対して 19,221人集客 91.5% *自主事業においては、前年度市が企画した事業を指定管理者から実施していただいた経緯があり、結果的にクラシック系の事業での入場者が、当初計画より伸びなかったことが原因と考えられる。しかし、貸館事業においては、前年度を大きく上回り、総合的には目標を達成していると評価できる。	企画・地域振興部	文化振興課（文化会館）									
②	市民プラザ、厚生南会館、リージョンプラザ上越、オールシーズンプール、文化会館、青少年文化センターなどの施設において民間委託を進めます。また、使用料収入を受託者の収入として管理経費に充てる利用料金制を導入することで、受託者の経営努力を促すとともに、会計事務の効率化を図ります	子どもから大人・高齢者・身体に障害のある方々を含めたすべての市民が、健康を増進し、水泳を楽しむことができるようなサービスをより少ない経費で提供する状態。 ・教室の拡充 水泳だけでなく、水中ウォーキング、体験スクューバダイビング等の教室を開催、子どもから高齢者まで幅広い利用者を想定した多彩なプログラムの提案を行う ・施設的美観維持 老朽化した建物をビル管理業で培った施設面・衛生面のノウハウにより市民に不快なイメージを与えないようメンテナンスを行う	1,523千円（削減率4.2%） 市が試算した委託料に対して指定管理者が提案した削減額 ・教室開催による入館者数目標 35,000人 ・一般入館者数（上記を除く） 45,000人	・市の直営管理から指定管理者による管理にする。 ・指定管理者による管理運営を把握し、指導することにより、プールを適切に維持し、安定したサービスを提供する。 【指定管理者による管理状況の把握】 1 月例報告 ・利用実績 ・収入実績 ・苦情処理の状況 2 中間報告 ・予算要求に必要な資料 ・新年度の自主事業の計画書 ・大修繕工事の内容 3 随時報告 ・苦情のうち重要な案件 ・利用者に事故があった場合 4 実績報告（年間） ・職員の職務の見直しによる人件費の削減 ・ビル管理業で培ったノウハウで各維持管理費用の削減	・夏期以降、教室数を増やし、利用者へのサービス向上を図った ・スクューバダイビング、カヌー教室の新設 ・フィットネスルームの完備 ・更衣室の改修（ロッカーの入れ替え、マット張替え） ・省エネに努めるため、ブルカパーを買い換え水温の維持に努めた	■達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	・前年度予算に対して1,523千円を削減 ・教室開催による入館者数 35,000人に対して 40,863人 116.8% ・一般入館者数 45,000人に対して 46,162人 102.6%	教育委員会	体育課（オールシーズンプール）									

第2次大綱の体系						17年度目標及び実施内容			取組み結果の評価			部局課								
基本項目		具体的方策		推進項目		具体的な取組事項			定性目標		数値目標	実施すること			実施したこと	17年度目標達成状況	17年度目標の達成状況の説明		部局	課
No.	内容	No.	内容	No.	内容	No.	内容	H17年度末時点で対象をどのような状態にまで変化させるか	定性目標を言い表すことができる数値	実施すること			実施したこと	17年度目標達成状況	17年度目標の達成状況の説明		部局	課		
I	市民との協働によるまちづくり	1	市民との役割分担の再構築	(3)	民間活力の導入	③	母子生活支援施設及び公立保育園業務の委託について、そのあり方を検討し、平成18年度までに方向性を決めます	検討委員会を設置し、委託実施の有無について「中間報告」を出す。		<ul style="list-style-type: none"> <li>検討委員会の設置。</li> <li>委員構成 <ul style="list-style-type: none"> <li>学識経験者、保護者会関係者、地域関係者、私立保育園関係者、公立保育園関係者</li> </ul> </li> <li>審議事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>サービス水準の確保（向上）</li> <li>費用対効果</li> <li>関係者の理解と信頼・信用性の確保</li> </ul> </li> <li>方針決定の時期 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年夏まで</li> </ul> </li> </ul>	課内での検討のほかに関係各課の考え方の聞き取りを行った。その結果、市民の参画による検討委員会の設置に先立ち、庁内で保育園、幼稚園等について総合的に調査・検討を行う必要があると判断した。	<input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他	公立保育園だけでなく、市全体として民営化の方針を示す必要があることから、平成18年度に行革推進課も含めて庁内の連絡組織を立ち上げ、民営化の方向性を検討することとした。	市民生活部	次世代育成支援課					
						④	学校給食業務の民間委託について、そのあり方を検討し、平成18年度までに方向性を決めます	調理業務の委託内容を細部にわたって検討し、基本方針を策定する。この基本方針に従って委託校の選定が終わっている状態。	—	外部委託にかかる基本方針の策定（委託校の選定） <ul style="list-style-type: none"> <li>学校給食民間委託基本方針（案）の作成</li> <li>学校給食運営委員会の開催</li> <li>学校給食民間委託業者選定委員会設置要綱の策定</li> <li>年次別調理員退職者数の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校給食民間委託基本方針（案）の作成</li> <li>学校給食運営委員会の開催</li> <li>学校給食民間委託業者選定委員会設置要綱の策定</li> <li>年次別調理員退職者数の把握</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針の作成、学校給食運営委員会での審議、業者選定委員会設置要綱の策定は予定どおり完了した。</li> <li>委託校の選定（内定）については、民間委託基本方針に則り4校を候補校として選定した。</li> </ul>	教育委員会	学校教育課					
						⑤	上記②、③、④以外の業務についても事務事業評価などの結果を踏まえ、定型的業務や臨時的業務、あるいは専門性が求められる業務については積極的に委託を進めます	事務事業に対する委託の方針に従い、適当な事務事業が委託という方向性を出している状態。	—	集中改革プランの策定に伴い、事務事業全般についての民間委託等の実施時期等を示した具体的かつ総合的な指針、計画を策定するため、予算編成の際に基本的な方針を示した上で委託が可能な事務事業を明確にする。	18年度の予算編成にあわせ、事務事業評価の際に委託の視点、対象となる業務例などを通知し、経費削減効果又はサービス向上効果がある場合の実施を周知した。	<input checked="" type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	予算編成は部局への枠配分に基づき、予算の範囲内で事務事業の費用対効果を高める手法として、必要に応じて委託が行われた。	職員削減への対応（コスト削減）や専門ノウハウの活用のため、17年度中に検討し、18年度から新規に委託した業務：417件、2,291,641千円 *主な業務：人事課給与支払事務に係る人材派遣委託、ホームページリニューアル、各種計画、設計、測量業務などを民間委託。	総務部	行革推進課				
						⑥	事務事業評価などにより民間でも同様のサービスが提供されているものを洗い出し、十分な精査の上で撤退を進めます	事務事業の撤退に関する基本的な方針に従い、適当な事務事業が廃止、譲渡されている状態。	—	集中改革プランの策定に伴い、事務事業全般についての民間委託等の実施時期等を示した具体的かつ総合的な指針、計画を策定するため、予算編成の際に基本的な方針を示した上で、市以外の主体においてすでに十分なサービスが提供されているような事務事業を改めて明確にし、民間で十分に提供されているサービスから撤退する。	18年度の予算編成にあわせ、事務事業評価の際に「公的関与の妥当性」の項目を設け、官が担うべきと思われる領域かどうかの点検、民間との競合状況の把握などを通知し、該当する事務事業の廃止検討を周知した。	<input checked="" type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	所管各課において、事務事業ごとに民間との競合状況をチェックし、市以外の実施主体で十分に提供されているサービスについて見直しした。	廃止・縮小事業：3件、21,883千円の減	総務部	行革推進課				
						(4)	補助金の見直し	①	サンセット方式の徹底 …すべての補助金についてその補助目的の達成スケジュールを明らかにし、終期の設定に努めます。ただしこの場合、市民参画を促す効果が認められる補助金については、代替案を含めて慎重に対応します	すべての補助金について、その終期を設定してある状態	補助金の終期設定率100%	合併後の市全体の補助金を整理するとともに、H18年度予算編成に向けて、必要性の検証、見直し作業を進め、個々の補助金について到達目標の設定と終期設定の義務化を図る。終期設定は最長3年とし、3年後に確実に見直しを行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>予算編成方針に合わせて、補助金の到達目標と終期の設定を通知</li> <li>各課の報告（補助金・交付金一覧表）を受けて、到達目標及び終期の設定状況を確認。不足のものは見直しを指示</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>18年度は、部局ごとの枠配分による編成を行ったことから、部局の中で補助金の見直しを実施</li> <li>全ての補助金の終期を設定（継続の可能性が高いものも当面の終期（H20）を設定）</li> <li>H18補助金・交付金の件数 587件</li> <li>H17年度で終了した件数 64件</li> <li>H18年度で新設した件数 50件（H18単年度補助を含む）</li> </ul>	財務部	財政課			
						②	小額補助金の廃止 …補助総額5万円以下の小額補助金については、団体の自助努力による運営が比較的容易であることから、団体の自立を求めながら廃止します	小額補助金数が平成16年度末時点を下回る状態 ※補助金の執行は所管課になるため、財政課では予算査定時に補助金の必要性を判断することになる。	団体に対する5万円以下の小額補助金： 件以下	補助金全体の状況を把握するとともに、小額補助金の廃止方法を研究する。 ・各課に対する補助金・交付金調査の実施 ・H18年度予算要求の際に、補助金の終期設定を義務付ける。	<ul style="list-style-type: none"> <li>予算編成方針に合わせて、小額補助金の見直しを通知</li> <li>各課の報告（補助金・交付金一覧表）を受けて、小額補助金の状況を確認</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>18年度は、部局ごとの枠配分による編成を行ったことから、部局の中で補助金の見直しを実施</li> <li>小額補助金の件数 H16：74件 H17：60件 H18：43件</li> </ul>	財務部	財政課					
						2	双方向からの情報の受発信による公平・公正・透明な行政運営	(5)	情報公開・情報提供の推進	①	市の情報公開制度をパンフレットや広報紙により、定期的に周知します。	H P を見ることができる市民の大部分が情報公開制度を知っている状態	—	情報公開制度をHPで紹介 情報公開状況を広報紙で公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>HPで紹介している情報公開制度を4月に更新した。</li> <li>平成16年度の情報公開状況を4月15日号で公表した。</li> <li>情報公開制度を広報で紹介した。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他	「HPを見ることができる市民の大部分が情報公開制度を知っている状態」を定性目標として実施してきたが、アンケート調査等を行わず目標達成状況を把握できない。	総務部	総務課（法務室）	
						②	市政情報コーナーや図書館に配備している行政刊行物の内容充実を図ります。			行政刊行物を容易に閲覧できる市政情報コーナーの存在を来庁者の大部分とHPを見ることができる市民の大部分が知っている状態	—	市政情報コーナーで行政刊行物を容易に閲覧できることを広報、HPで周知する。	市政情報コーナーで行政刊行物を容易に閲覧できることをHPと広報で周知した。	<input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他	「行政刊行物を容易に閲覧できる市政情報コーナーの存在を来庁者の大部分とHPを見ることができる市民の大部分が知っている状態」を定性目標として実施してきたが、アンケート調査等を行わず目標達成状況を把握できない。	総務部	総務課（法務室）			
						③	平成14年6月から試行してきた各種会議公開制を本格実施します。			担当者の失念等による会議開催の未届がない状態	緊急の会議開催を除き、100%事前公表の実施	庁内イントラで会議公開制度の周知、徹底を図り、未届件数を減少させる。	庁内イントラで会議公開制度周知した。	<input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input checked="" type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	担当者の失念等による会議開催の未届がない状態の実現、100%事前公表の実施は達成できなかった。17年度の担当者の失念等による未届は、13件で全体の2.6%であった。	総務部	総務課（法務室）			
						④	ホームページについて、掲載内容の充実と文字検索の機能を追加することにより利便性の向上を図ります			知りたい情報にすぐたどりつけるホームページ ・アクセス数の増加。 ・市民アンケートを実施し意見を伺う。	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>掲載内容の充実と適切な更新を行うため、各課に周知する。各区の出来事なども伝えるため、また、アクセスを多くしてもらうため、フォトニュースを新設する。</li> <li>アクセス頻度の高い内容については、すぐにアクセスできるように配慮する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>内容の充実、適切な更新を行うため、月1回、庁内報により周知した。</li> <li>適宜、フォトニュースの更新に努めた。（月2～3回）</li> <li>アクセス件数の多い情報のレイアウトを工夫した。</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	掲載内容の充実やフォトニュースの新設に取り組んだ結果、アクセス件数が増加したことから、目標を達成できたと考える。 ・16年度 599,300件→17年度 819,565件	総務部	広報対話課			

第2次大綱の体系						17年度目標及び実施内容			取組み結果の評価			部局課					
基本項目		具体的方策		推進項目		具体的な取組事項		定性目標	数値目標	実施すること	実施したこと	17年度目標達成状況	17年度目標の達成状況の説明		部局	課	
No.	内容	No.	内容	No.	内容	No.	内容	H17年度末時点で対象をどのような状態にまで変化させるか	定性目標を言い表すことができる数値	実施すること	実施したこと	17年度目標達成状況	17年度目標の達成状況の説明		部局	課	
I	市民との協働によるまちづくり	2	双方向からの情報の受発信による公平・公正・透明な行政運営	(5)	情報公開・情報提供の推進	⑤	市民にわかりやすい広報紙面となるよう工夫します	合併により情報量が増えたため、1日号と15日号の役割を整理し、より読んで、理解していただける広報紙づくりに努める。	—	市民広報編集モニター（17人）からの意見・提案を参考にすほか、市民2,000人を対象に実施するアンケート結果を踏まえ、より見やすく、分かりやすい広報紙づくりに努める。  1日号には、市の施策をテーマにした特集や、市政の主な動き、写真を交えた各地域での取組みなどを掲載する。また、15日号は、催しや募集、啓発などのお知らせ版として編集し、発行する。 このほか、市民の意見やアンケートの結果を踏まえ、より一層読んでいただき、理解していただける広報紙とする。	・市民広報編集モニター会議を年3回開催し、意見・提案を聞いた。 ・市民2,000人を対象に、広報しようえつに関するアンケートを実施した。 ・広報しようえつ1日号、15日号の役割を整理し、また、レイアウトや表現など分かりやすい紙面づくりに努めた。	■達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	広報しようえつに関するアンケートの結果から、広報しようえつを「読んでいる」、「時々読んでいる」と答えた人が87.6%であった。また、文章については「分かりやすい」、「どちらかといえば分かりやすい」と答えた人が89.5%であった。  *平成14年度アンケートの結果…「分かりやすい」、「どちらかといえば分かりやすい」と答えた人が90%であり、高い数値で推移している。	総務部	広報対話課		
						⑥	各種審議会等の会議の概要、行政評価の結果などの各種行政情報について、広報紙、ホームページ、閲覧等による公表を推進します	各種行政情報について、より一層幅広く情報を提供する。	—	各種行政情報を把握するため、各課への情報の提供を促す。その情報をもとに、広報紙、ホームページなどで公表を推進する。	・週1回、ホームページに各種会議の開催、会議録について更新、掲載した。 ・広報紙に、主な会議の概要や行政情報を掲載した。 ・その他各種広報媒体を通じて、行政情報を提供した。	■達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	広報紙、ホームページなど、各種広報媒体を通じて、広く市民に情報提供を行った。  *新規掲載情報数：16年度208件 → 17年度238件 *内容更新数：16年度578件 → 17年度844件	総務部	広報対話課		
						(6)	広聴活動の充実	①	パブリックコメントを的確に運用し、市の重要施策について市民の意見を反映させます	現在の制度を引き続き維持していく	—	現在の制度を引き続き実施 ・実施予定…7件	・意見募集…12案件。（意見提出数…311件（74人）、意見反映数…70件） ・各公表場所には、閲覧用資料以外に持ち帰りができる資料を設置した。	■達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	・条例2件、基本計画6件、公共施設4件＝重要な施策についてパブリックコメントを実施した。 ・市民にわかりやすい資料の作成に努めた。 ・持ち帰りができる資料を設置した。	総務部	広報対話課
								②	市民からの市政に対する意見・要望・苦情などをデータとして蓄積する「市民の声データベース」を活用し、市政運営の改善に努めます	全ての意見要望に対応し、できること、できないことのすみわけを行い対応状況を常に把握していくことができるデータとする	—	・情報の共有 市民のニーズと対応内容及び進捗を全庁で把握する  ・意見、要望等の傾向を分析 類似案件の把握＝市民ニーズの把握につながる→事業運営の参考とする	・情報の共有を行った。 市民のニーズと対応内容及び進捗を全庁で把握でき、情報の共有ができるデータの蓄積を行った。 ・意見、要望等の傾向を分析し事業運営の参考とした。 データを活用し類似案件の把握＝市民ニーズの把握及び進捗状況の把握につなげ、事業運営の参考資料となっている。 ・平成17年（12月末まで）の市民からの意見・提案・要望・苦情など439件に対する平成18年1月31日現在の対応状況をまとめ、3月議会に報告した。	■達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	・全ての意見要望に対応し、できること、できないことのすみわけを行い対応状況を把握していくことができるデータの蓄積を行いデータベースとして全庁的に把握でき、情報の共有ができるデータとした。	総務部	広報対話課
								③	特定の行政テーマに関する市民の自由な意見交換の場として、ホームページ上に「電子掲示板」の設置を検討します	電子掲示板の設置のみならず、広く市民から意見を聞く手法の検討を行う必要がある	—	電子掲示板の管理及び設置目的の再検討を行う。 ・市民の声を聞く事業としては、郵便、メール、対話等様々な手法で意見をいただくことができるよう配慮している。 ・電子掲示板での意見交換は、インターネットを利用することができる人だけの意見となってしまう危険があるなど、他の事業とのすみわけや問題点の整理を行う。 ・各課からの設置要望についても把握する。	・現在掲示板を設置している課に利用状況、効果などを聞いた。 福祉課の「上越市障害者交流ひろば」では平成16年度に電子掲示板を設置したが、殆ど使用されていない状態。 ・県内で「電子掲示板」を設置している同規模の市に利用状況などを聞いた。 新潟市…設置なし 長岡市…インターネット会議室（電子掲示板ではない） 三条市…市民電子会議室 妙高市…市民電子会議室（電子掲示板的なものである） 十日町市…電子掲示板→廃止（あまりにも誹謗中傷、無責任な意見が多く、匿名も多すぎたため、事業の参考となるものがなかった。	■達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	・インターネットを活用した情報交換は、自由に書き込みができる反面、書き込み者に責任感を感じさせにくい。 ・聞き取りによると、政策に反映できる書き込みがなく、誹謗中傷が目立つ、日常会話程度のものが殆どであった。 以上のことをもとに電子掲示板は設置しないこととする。 ・しかしながら、特定の行政テーマに対する市民からの意見を幅広く把握していくことが重要であるため、広聴としての役割では市政モニター（平成18年度から人数を10倍の400人に増やし、アンケートを年4回実施）やパブリックコメントを活用していくこととした。	総務部	広報対話課
								④	市民が市に対する意見等を述べやすくするため、各世帯に記載用紙を配布します	幅広く市民から市政に対する意見をいただき、各世帯にニーズを反映した市政運営を行う状態	—	市民が市に対する意見等を述べやすくするため、各世帯に記載用紙（市への手紙）を配布する。  「市への手紙」に関する基本的な情報について ・広報しようえつ9月15号、1月15日号に掲載（発行部数各78,000部＝印刷製本費500,000円） ・料金受取人払い＝@90 ・処理方法＝①受理②データベース入力③担当課へ回答依頼（回答期限9日以内）④市政（事業）運営に反映できるか検討し対応状況をデータベースに入力	・年2回（9月、1月）全世帯に「市への手紙」を配布。 ・寄せられた意見提案に対し、責任を持って回答を行った。 「市への手紙」を利用し寄せられた意見数…278件	■達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	・平成17年度で市民から寄せられた声の件数662件のうち、「市への手紙」を利用していた件数は278件で45%を占めており、大変な効果があった。 ・278件のうち、157件（56.5%）が市政に反映されている。（実施済107件、実施中33件、実施予定17件＝157件）	総務部	広報対話課
				(7)	審議会などへの市民参画の推進	①	委員の公募方法及び選定に当たっての基準を策定します	公募のルールに沿って、各課が委員公募の手続きを行う状態。	—	全庁調査を実施し、公募のルールを定める。事業の多様性から、公募方法の標準化は柔軟性を阻害することが予測される。併任できる委員の数等、確保すべき要件のルールを定める。	「審議会の設置等に関する指針」の改訂にあたり、指針の所管課である行革推進課で見直しを行った。	<input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他	「審議会の設置等に関する指針」の改訂にあたり、行革推進課が委員の委嘱にあたっての遵守事項の見直しを行った。なお、委員の公募についての努力事項については既に本指針において明記されている。	企画・地域振興部	企画政策課		
						②	審議会などの新規立ち上げ時又は委員改選時には、男女それぞれ1人以上の公募委員の登用を促進します	平成16年度における公募委員に占める女性の比率が高くなった状態	—	審議会などにおける女性の委員就任状況の調査時に周知する。	4月及び10月に全職場あてに、委員公募の選定の際に男女構成比に留意し、必要に応じて女性委員の採用に配慮するよう周知した。	■達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	審議会の公募委員における男女構成比は、以下のとおり8.7ポイント上昇したことから、目標を達成できた。  ・16年度末 23.8%（公募委員386人中、女性委員92人） ・17年度末 32.5%（公募委員634人中、女性委員206人）	企画・地域振興部	男女共同参画推進課		

第2次大綱の体系							17年度目標及び実施内容			取組み結果の評価			部局課			
基本項目		具体的方策		推進項目		具体的な取組事項		定性目標	数値目標	実施すること	実施したこと	17年度目標達成状況	17年度目標の達成状況の説明		部局	課
No.	内容	No.	内容	No.	内容	No.	内容	H17年度末時点で対象をどのような状態にまで変化させるか	定性目標を言い表すことができる数値	実施すること	実施したこと	17年度目標達成状況	17年度目標の達成状況の説明		部局	課
I	市民との協働によるまちづくり	2	双方向からの情報の受発信による公平・公正・透明な行政運営	(7)	審議会などへの市民参画の推進	③	各種審議会等委員への女性の登用率を平成19年度末までに45%、平成22年度末までに50%としていることから、各種審議会等委員会の設置や改選時において、委員の構成比が男女同数となるよう努めます。	各種審議会等委員への女性登用率を基本計画推進プランの中期(平成17～19年度)目標値に近づけた。 ※推進プランの実施期間を9年間とし、毎年度ごとの事業等に合わせ、前期、中期、後期の各計画期間の最終年度において、状況等を把握することとしていることから、毎年度における設定はしていない。 そのため、17年度目標値は中期目標値の45%を目指し取り組むこととしている。	各種審議会等委員への女性登用目標 中期(平成17年度～19年度)45%	男女共同参画社会の実現を目指して、基本計画推進プランを制定してある。 全庁で設置している各種審議会等委員の女性登用目標値を前期(平成14年度～16年度)35%、中期(平成17年度～19年度)45%及び最終年度の後期(平成20年度～22年度)では男女が同数の50%としている。 ・9月と3月末に進捗状況調査を実施し、未達成の各種審議会等新規設置に当たっては、目標達成に向け取組みの推進を図る。 具体的には、各種審議会等委員の女性登用調査結果に基づき、目標値に達成していない担当課へは次期改選時に委員選任基準の見直しや推薦団体への働きかけ等を行うとともに女性の人材発掘に努めることなどを依頼する。	各種審議会等委員への女性登用率を男女共同参画基本計画推進プラン2010の中期(平成17～19年度)目標値に近づけるため、9月及び3月末に進捗状況調査を実施し、未達成の各種審議会等及び新規設置にあたっては、目標達成に向けての取組みの推進を図った。 具体的には、各種審議会等委員の女性登用率調査結果に基づき、目標値に達成していない担当課へは次期改選時に委員選任基準の見直しや推薦団体への働きかけ等を行うとともに女性の人材発掘に努めた。	■達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	・9月末調査では、設置されている133の各種審議会等の委員総数は2,183人、うち女性委員は856人で、女性登用率は39.2%であり、前回(平成17年3月31日)調査から3.7ポイント増加した。 ・3月末調査では、設置されている133の各種審議会等の委員総数は2,211人、うち女性委員は882人で、女性登用率は40.0%であり、前回(平成17年9月30日)調査から0.7ポイント増加した。また、女性委員のいない各種審議会等は7委員会の5.3%であり、昨年度(平成17年3月31日)調査から2.3ポイント減少した。 以上の結果から、中期(平成17～19年度)目標値の達成に向けた取組みの効果が表れてきているものと考えられる。		企画・地域振興部	男女共同参画推進課
				(8)	オンブズパーソン制度の運用	①	オンブズパーソン制度の適切な運用と制度の周知を進めます。	年度末までに、計画した巡回オンブズパーソン等の事業を実施し、さらなる市民への周知に努める。	—	・苦情申立ての受付・処理 ・苦情相談等 ・市長・議会に平成16年度の活動状況を報告 ・合併により、制度対象区域となった各区を含め巡回オンブズパーソンを実施(前期4回、後期4回) ・市民への制度の周知を引き続き継続する。 ・広報掲載20回 ・FMJ、有線放送による周知20回 ・有線放送による事例紹介 年6回オンブズパーソンが放送出演し、市民から苦情申立てや相談のあった事例を紹介する。 実施に要する経費 0円 放送により市民への制度の周知を図ることができる。	・「平成16年度活動状況報告書」を作成、関係機関への配布をおこなった。 ・市民への制度周知の継続を図るため巡回オンブズパーソンを実施。 ・ホームページでの制度の案内や活動状況の掲載、市の施設(20か所)へ活動状況公表ファイル、パンフレットの設置、広報掲載等を利用し努めた。	■達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	・市長、議会への平成16年度オンブズパーソン活動状況報告を適切な時期に行うことが出来た。(報告書による) ・苦情申立て取扱い総件数90件 苦情申立て 11件 苦情相談等 38件 問合せ等 41件 16年度と比較して31件、約53%の増加となった。 ・区で予定していた巡回オンブズパーソンは、計画どおり終了した。 ・区におけるオンブズパーソン制度の認知度が高まり、苦情申立てについて、市全体で11件のうち区からは2件の申立てがあった。 ・市民への制度の紹介を行い、更なる認知度の向上を図った。 区での巡回オンブズパーソン実施(8回)・FM-J出演(1回)・有線放送出演(6回)・ホームページ情報掲載、更新(23回)・広報掲載		総務部	総務課(オンブズパーソン事務局)
				(9)	入札・契約制度の改善	①	入札・契約にかかる情報の公表を進め、引き続き透明性の確保を図ります	工事及び工事関係業務委託並びに施設管理等の一般業務委託の契約結果を作成し、契約課で閲覧できる状態。	16年度の契約状況を基にすると、80%	現行計画どおり実施 引き続き情報の公開に努める。	工事及び工事関係業務委託並びに施設管理等の一般業務委託の契約結果を随時作成し、契約課で閲覧できる状態にした。	■達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	公表率 100%		総務部	契約課
				②	受注機会の均等を一層高めるための入札制度(*格付け制度の在り方、受注件数の制限など)を検討します	—	各区のAランク業者が、条件付一般競争入札の手続きについて承知している状態	・条件付一般競争入札を合併区域まで拡大して実施する。 ・来年度の条件付一般競争入札の対象範囲を検討する。 ・引き続きワークシェアリング型指名方法を行い、受注機会の均等に努める。	—	・来年度における条件付一般競争入札制度の内容について決定した。 ・ワークシェアリング型指名方法による指名競争入札を実施した。	■達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	・条件付一般競争入札を実施した。15件 ・条件付一般競争入札制度の対象範囲を拡大した。 ・ワークシェアリング型指名方法による指名競争入札を実施し、受注機会の均等に努めた。		総務部	契約課	
③	地域社会への貢献度(障害者雇用、男女協働参画社会の推進など)を反映した入札制度を実施します	H17年度のデータ ・工事の入札参加資格者の市内本企業のうち「男女共同参画」「障害者雇用の促進を実施」のいずれかの実施で加算された企業の割合 8%	地域社会への貢献(労働環境の改善、障害者の雇用の促進)に関心を持つ状態	H17年度当初の状況 【男女共同参画社会の促進】 (全体)参加申請者1,073社中148社 (市内)参加申請者 393社中 24社 【障害者雇用の促進】 (全体)参加申請者1,073社中105社 (市内)参加申請者 393社中 19社	各企業の経営事項審査の総合評定値に上越市の主観項目を加点し、格付を行う。	・市のホームページで主観項目について掲載し、周知を図った。 ・入札参加資格審査の追加申請を受け付け、主観項目を加算し、格付けを行った。	■達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	工事の入札参加資格者の市内本企業のうち「男女共同参画」「障害者雇用の促進を実施」のいずれかの実施で加算された企業の割合 9%		総務部	契約課					
④	安価で質の高い施工確保を目的とした入札制度(*総合評価落札方式、*入札時VE方式、など)を検討します	総合評価方式のマニュアルの作成(18年度実施)	—	・平成17年4月1日に公共工事の品質確保の促進に関する法律が施行され、総合評価落札方式の取り組みが活発化してきていることから、新潟県が開催する勉強会に参加するなどして情報を収集する。 ・市内部に関係各課からなる組織を立ち上げ具体的実施について検討を進める。 【総合評価落札方式を導入することにより、より一層公共事業が安価で質の高い状態になる理由】 価格のみの競争では、市が作成した設計書のとおり施工しなければならない。総合評価落札方式では、価格のほか、民間の優れたノウハウ等の提案を持っている企業と契約することができ、市の設計書によるものより、質を高めることができるものである。	—	・導入に向けて情報の収集を行った。 ・勉強会に出席し、国・県の今後の動向を把握した。 ・庁内打合せを1回開催したものの総合評価方式を勉強するにとどまった。	<input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 ■未達成 <input type="checkbox"/> その他	国・県レベルでも確固たる方法が確立していない状態であるため情報整理ができず、庁内での検討も進まなかった。		総務部	契約課					

第2次大綱の体系							17年度目標及び実施内容			取組み結果の評価			部局課		
基本項目		具体的方策		推進項目		具体的な取組事項		定性目標	数値目標	実施すること	実施したこと	17年度目標達成状況	17年度目標の達成状況の説明	部局	課
No.	内容	No.	内容	No.	内容	No.	内容	H17年度末時点で対象をどのような状態にまで変化させるか	定性目標を言い表すことができる数値	実施すること	実施したこと	17年度目標達成状況	17年度目標の達成状況の説明	部局	課
I	市民との協働によるまちづくり	2	双方向からの情報の受発信による公平・公正・透明な行政運営	(9)	入札・契約制度の改善	⑤	地元企業優先を基本とした条件付一般競争入札制度を段階的に拡大していきます	条件付一般競争入札における手続きが円滑（手続き等の誤りが無い状態）に実施できる状態	落札率 94%  (予定件数が16年度とほぼ同数であることから、現状維持とする。)	合併町村の企業にも慣れてもらうため、16年度と同じ対象範囲で、合併町村も含めて、条件付一般競争入札を実施する。 ・今年度実施予定件数 10件	・地域要件に合併町村を含めた条件付一般競争入札を実施した。 ・来年度の条件付一般競争入札の対象範囲を拡大した。	■達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	・実施件数 15件 ・落札率 93% ・入札手続きに不備があった件数 0件	総務部	契約課
						⑥	電子入札の導入を検討します	条件付一般競争入札を拡大していった時に増加する事務量と、電子入札を導入した場合に発生する事務量及び費用を把握している状態	—	新潟県が開催を予定している、コアシステムの共同利用を目的とした、勉強会に参加するなどして、電子入札システムの理解を深める。  郵送による条件付一般競争入札を継続する。	・導入に向けて情報の収集を行った。 ・電子入札を導入した場合に発生する事務量及び費用を把握し、費用対効果を検討した。 ・郵送による条件付一般競争入札を実施した。 ・条件付一般競争入札を拡大していった時に増加する事務量を把握した。	■達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	・条件付一般競争入札を拡大した場合、指名競争入札に比べ1件当たり約40%（時間にして1.8h）の事務量増。 ・電子入札を導入した場合、条件付一般競争入札では約14%（時間にして0.75h）の事務量減。 ・電子入札に係る経費は 初期待入費用 約1千万円 維持管理等費用 約2.4千万円 ・郵便による条件付一般競争入札を15件実施した。  →電子入札の費用対効果を考慮した結果、今後は県との共同利用を検討することとした。	総務部	契約課
I	市民との協働によるまちづくり	3	市民の視点に立ったサービスの改善	(10)	行政手続の簡素化	①	行政処分の審査基準を分かりやすく改善します	全ての行政処分の審査基準について、具体例を伴う分かりやすい表現となっている状態。	申請に対する審査の基準が分かりづらいとする内容の苦情0件	新規の処分を設けた場合、条例改正等により処分の内容に変更がある場合は、当該処分の所管課に処分の文書化を依頼し、提出してもらう。提出された文書をホームページに掲載する。	ホームページの行政処分のページに掲載されている情報の管理	■達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	条例等に基づく行政処分の公表については平成16年度に前倒して調査を実施しているため、実施済み。	総務部	行革推進課
						②	各種申請書などの審査期間の短縮に努めます	全ての申請に対する処分について、最短の標準処理期間が定められている状態。	通常の処理を行った場合における処分期間が長いという苦情：0件	・新規の処分を設けた場合、条例改正等により処分の内容に変更がある場合は、当該処分の所管課に処分の文書化を依頼し、提出してもらう。 ・最短の処理期間となっているかどうかを提出された文書で点検する。 ・点検後の文書をホームページに掲載する。	ホームページの行政処分のページに掲載されている情報の管理	■達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	条例等に基づく行政処分の公表については平成16年度に前倒して調査を実施しているため、実施済み。	総務部	行革推進課
						③	各種申請を行う際（補助金・給付・貸付事業等）に添付する書類の簡素化に努めます	申請者が本来添付する必要のない書類の添付が省略されることにより、申請に訪れた市民の利便性が上がることで、満足度の向上に効果がある状態	—	申請書の提出を求めるような新規事業について、市が発行している証明書の添付を求めないよう通知する（2月から3月の間に通知）。	総務課法務室において、市が発行する証明書の添付を不要とする申請について漏れ落ちがないか確認し、統一的に対応した。	■達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	該当する申請について、すべて市が発行する証明書の添付を省略することにより、申請者の申請行為が簡便になったと思われることから目標を達成したと考える。	総務部	行革推進課
				(11)	電子市役所の推進	①	セキュリティポリシーの確立…市が保有する様々な情報に対するセキュリティ対策を総合的、体系的かつ具体的に取りまとめた情報セキュリティポリシーを確立し、個人の裁量で取扱が判断されないよう、組織として意思統一した行動原則を明文化することでの確な運用に努めます	セキュリティ研修、監査等を通じてセキュリティポリシーの理解を深め、的確な運用が可能となるようにする。	・庁内情報化推進会議の開催(2回以上) ・情報セキュリティ内部監査の実施	・新採用職員への研修実施 ・各課等における情報セキュリティ実施手順の作成状況調査 ・情報セキュリティ監査の実施 ・全管理職対象のセキュリティ研修実施	・新採用職員への研修(4月) ・各課等における情報セキュリティ実施手順の作成状況調査(1月) ・情報セキュリティ監査の実施(2月) ・全管理職対象のセキュリティ研修実施(10月)	■達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	・職員研修の一環として新採用職員及び全管理職にセキュリティ研修を実施した。 ・全課に情報セキュリティ実施手順の策定・修正を依頼し、セルフチェックリストによるチェックを実施した。なお、セルフチェックリストが難解である、情報資産台帳をどこまで管理するのかわからない、等の意見があったことから、平成18年度において、セルフチェックリストや情報セキュリティ実施手順の見直しを行う。 ・また、15課・総合事務所について内部監査を行い、問題点の指摘と是正措置を行い、セキュリティポリシーの的確な運用を行うことができた。	総務部	情報管理課
						②	インターネットを利用した電子申請などの整備を他団体などと共同で検討します	電子自治体推進の方向性の決定並びに電子申請システム構築の適否及びスケジュールを決定する。	・庁内組織として電子自治体推進部会を設置し、部会を開催（4回以上） ・新潟県内複数市町村による電子申請システム構築基本計画の策定	庁内電子自治体推進部会を立ち上げ、電子自治体推進の方向性を決定し、電子申請システム構築の必要性を検討する。	・電子自治体推進部会を設置し、市の電子自治体推進の方向性を決定し、中間報告を策定した。 ・新潟県市町村情報化推進協議会 電子申請システム構築検討部会に参加し、新潟県内複数市町村による電子申請システム構築基本計画を策定した。 ・電子自治体推進部会において、このシステム構築への参加を検討したが、構築、運用費が高額となることから予想されること、費用対効果が期待できないことから平成20年4月の運用開始に参加しないこととした。	■達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	・電子市役所の推進については、引き続き現況と課題を整理し、目的及び方針を明確にした上で、平成18年度中に電子市役所推進方針を決定する。 ・新潟県内複数市町村による電子申請システムについては、本市の負担分が毎年52,336千円程度となるとの積算結果が示された。また、全国的にも電子申請システムは利用実績が上がっていないこと、じょうえつICカード事業においても利用率が低調であったこと、システム利用の前提となる住基カードの発行枚数が少ないこと（570枚、全市民の0.27%）等、費用対効果が期待できないこと、交付枚数の多い住民票の写し及び印鑑証明については電話・郵送等の代替手段が存在すること等を総合的に判断し、不参加とした。	総務部	情報管理課

第2次大綱の体系							17年度目標及び実施内容			取組み結果の評価			部局課				
基本項目		具体的方策		推進項目		具体的な取組事項		定性目標	数値目標	実施すること	実施したこと	17年度目標達成状況	17年度目標の達成状況の説明		部局	課	
No.	内容	No.	内容	No.	内容	No.	内容	H17年度末時点で対象をどのような状態にまで変化させるか	定性目標を言い表すことができる数値	実施すること	実施したこと	17年度目標達成状況	17年度目標の達成状況の説明		部局	課	
I	市民との協働によるまちづくり	3	市民の視点に立ったサービスの改善	(11)	電子市役所の推進	③	戸籍届出から戸籍簿作成までの事務処理及び証明書発行の迅速化を図るため、戸籍事務などの電算化を進めます。  (1) 事業概要 ①戸籍情報の「和紙」から「電子データ」への加工 【概要】 ・和紙の現在戸籍・除籍・改製原戸籍・附票の電子データ化 ・マイクロフィルム撮影 ・記載内容の確認、疑義照会、戸籍訂正 ・検索用の見出し作成 【対象】 ・合併前の上越市（和紙の現在戸籍・除籍・改製原戸籍・附票の一部） ・安塚・大島・牧・柿崎・吉川・中郷・板倉・清里・三和・名立の10区（和紙の現在戸籍・除籍・改製原戸籍・附票） ②既存の電子データの移行 【概要】 ・合併前から電子化している戸籍情報を新戸籍システムへ移行 【対象】 ・合併前の上越市（電算化附票の一部） ・大潟・頸城・浦川原（電算化） ③システム構築 【概要】 ・戸籍サーバ・ソフトウェアの導入 ・全窓口で端末を設置し庁内LANに接続 ・戸籍システムと住民情報システムを連携し附票を更新する機能を構築 【対象】 ・全庁  (2) 事業計画 (平成17年度から20年度の4か年度で実施) ・平成18年1月：事業着手 ・平成19年7月：現在戸籍・附	④	市役所及び出先施設で使用している申請書類のダウンロードを充実します	各課に再度掲載できる申請書類を照会し、すべての申請書類を掲載する。	—	掲載可能な申請書類をすべてダウンロードできるようにする。	・庁内総を通じて各課に照会し、ホームページからダウンロードすることが可能な申請書を充実した。 ・パソコンで記入できる申請書については、ワード様式も掲載した。	■達成 □一部達成 □未達成 □その他	定期的に各課に照会し、可能な申請書については、ホームページからダウンロードできるようにした。また、ワード様式も掲載した。  *ダウンロード可能な申請書は160件あり、必要な申請書は概ね掲載していると思われる。	総務部	広報対話課
I	市民との協働によるまちづくり	3	市民の視点に立ったサービスの改善	(12)	窓口サービスの充実	①	本庁での窓口サービスや各施設でのサービスを向上させるため、CS調査（市民満足度の調査）を実施し、業務の改善を図ります。	アンケートの結果、意見・要望により改善点がある場合は各課でそれぞれ改善を実施し、利用者の意見・要望どおりの状態にする。	CS調査の項目の ①職員の説明や対応が「とてもよかった」「よかった」「普通」の割合合計が80%以上 ②各種申請書の様式は「とてもわかりやすかった」「わかりやすかった」「普通」の割合合計が80%以上 ③お帰りいただくまでの時間について「とても短かった」「短かった」「普通」の割合合計が80%以上	・CS調査実施時期 四半期に1回（年4回） ①繁忙期（3月末から4月末） ②通常期（7月、10月、1月） ・実施対象 福祉課、高齢者福祉課、こども福祉課、健康づくり推進課、保険年金課、介護保険課、次世代育成支援課、市民課 ・アンケート用紙 統一様式 ・とりまとめ 結果は課単位で集約し、分析した上で窓口サービスの改善策や新たなサービスの企画などに役立てる。なお、上部への報告は市民課でとりまとめて報告する。	・窓口サービスの向上のため四半期ごとに8課でアンケート調査を実施し、取りまとめ及び報告を行った。 1回目 H17. 3. 27～4. 12 2回目 H17. 7. 4～7. 22 3回目 H17. 10. 3～10. 21 4回目 H18. 1. 10～1. 27 ・H18. 3. 26から始まった平成18年度第1回目調査からは各区総合事務所（市民生活（・福祉）グループ）も実施した。	■達成 □一部達成 □未達成 □その他	・CS調査は計画通り実施した。 ・調査項目の「①職員の説明や対応」「②各種申請書の様式」「③お帰りいただくまでの時間」について、普通以上の割合合計が①が99.3%、②が95.6%、③が87.6%と目標の80%を超えた。 ・職員の接遇に対し高い評価をいただいでおり、利用者の立場にたった接遇の重要性を職員一人ひとりが認識している表れであるが、一方で対応が悪い、私語が多いなど厳しい指摘もあり、ご指摘や提案いただいた内容を真摯に受け止め、各課、また総体的に改善に取り組んだ。	市民生活部	市民課		
						②	本庁における土日の開庁又は平日の時間延長による窓口サービスの充実を検討します	CS調査（市民満足度調査）を通じて、窓口開庁時間についてのニーズを把握している状態。	—	窓口所管課が実施するCS調査（市民満足度調査）の結果を通じて、時間外窓口、土日開庁に対する利用者のニーズを把握する。	4月、7月、11月に実施したCS調査結果を市民課で集約した。	■達成 □一部達成 □未達成 □その他	期間限定で実施した土日開庁については、繁忙期だったこともあり利用者から好評だった、という傾向を把握できたことから、目標を達成したと考える。ただし、通常期における土日開庁については、CS調査を実施しなかったことからニーズを把握していない。18年度に把握する。	総務部	行革推進課		

第2次大綱の体系							17年度目標及び実施内容			取組み結果の評価			部局課		
基本項目		具体的方策		推進項目		具体的な取組事項		定性目標	数値目標	実施すること	実施したこと	17年度目標達成状況	17年度目標の達成状況の説明	部局	課
No.	内容	No.	内容	No.	内容	No.	内容	H17年度末時点で対象をどのような状態にまで変化させるか	定性目標を言い表すことができる数値	実施すること	実施したこと	17年度目標達成状況	17年度目標の達成状況の説明	部局	課
I	市民との協働によるまちづくり	3	市民の視点に立ったサービスの改善	(12)	窓口サービスの充実	③	窓口利用者の立場に立った案内や窓口の総合化による手続きの簡素化を研究します(繁忙期における市民課でのフロアマナーの配置、電話予約による各種証明書の市民課での交付)。 ・繁忙期以外でもフロアマナーを配置しながら、利用者がスムーズに利用できるようにする。 ・待ち時間の目標設定時間に近づけるよう事務処理を行う。	CS調査の項目の①職員の説明や対応が「とてもよかった」「よかった」「普通」の割合合計が80%以上 ②各種申請書の様式は「とてもわかりやすかった」「わかりやすかった」「普通」の割合合計が80%以上 ③お帰りいただくまでの時間について「とても短かった」「短かった」「普通」の割合合計が80%以上 ④出張所、区総合事務所が発行する証明書については、待ち時間を市民課窓口並みに近づける。(各申請書：5分以内、各届出15分以内)	・繁忙期(3月27日から4月11日)にフロアマナーを配置(職員交替制)。繁忙期以外でも込合う場合は逐次フロアマナーを配置。 ・年度始め、年度末の日曜日の窓口開設。 ・各区総合事務所(市民生活・福祉グループ等)を含め、現行計画どおり実施。 ・平成17年度から税3課も3月から11月までの間、窓口業務を午後6時まで延長し、税関係の証明書を交付する。	・繁忙期にフロアマナーを配置。(3月15日から4月10) ・年度始め、年度末の日曜日の窓口開設。 開設日 3月26日、4月2日 実施課等 11課、1局、13区 ・3月から11月までの間、開庁日の午後5時15分から午後6時までの窓口開設時間を延長。 実施課等 2課(南・北出張所含む)、13区	■達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	・年度始め、年度末の日曜日の窓口開設及び3月から11月の窓口延長は計画通り実施した。 ・繁忙期のフロアマナー設置は計画より長く実施したが、繁忙期以外では込合いの状況を踏まえ定期的に実施しなかった。 ・調査項目の「①職員の説明や対応」「②各種申請書の様式」「③お帰りいただくまでの時間」「④出張所、各区総合事務所が発行する証明書の待ち時間」について、普通以上の割合合計が①が99.3%、②が95.6%、③が87.6%と目標の80%を超えた。 ・繁忙期のフロアマナーの設置について、CS調査で大変よかったという意見が多数あった。また、窓口延長についても良好な反応をいただくことができた。	市民生活部	市民課	
						④	市街地から離れた地域においては、郵便局での窓口サービスの実施を検討します。	郵便局におけるサービスの提供の可否が決まっている状態	—	合併前上越市の検討結果「現段階での取組は見合わせる・市町村合併を視野に入れながら本制度の動きを見ながら引き続き検討する」を受け、平成17年5月17日 13区総合事務所の意向調査を実施。  調査項目 1. 調査項目・区管内の郵便局の設置数について 2. 合併前、郵便局などから開設について何らかの働きかけがあったか。 3. 合併前、地域住民から開設希望があったか(ない・あった)、あった場合具体的内容 4. 総合事務所から遠距離の住所地はどこで、その住所地から最寄の郵便局まで〇〇km 5. 平成16年度の交付請求証明書の種類及び件数 6. 遠距離の住所地の住民からの交付請求・概ねの件数 7. 総合事務所の総合的な見解 *この調査から遠距離住所地住民人口に係る年間1人あたりの交付請求件数を算出	合併前上越市の検討結果「現段階での取組は見合わせる・市町村合併を視野に入れながら本制度の動きを見ながら引き続き検討する」を受け、平成17年5月17日 13区総合事務所の意向調査を実施。  調査項目 1. 調査項目・区管内の郵便局の設置数について 2. 合併前、郵便局などから開設について何らかの働きかけがあったか。 3. 合併前、地域住民から開設希望があったか(ない・あった)、あった場合具体的内容 4. 総合事務所から遠距離の住所地はどこで、その住所地から最寄の郵便局まで〇〇km 5. 平成16年度の交付請求証明書の種類及び件数 6. 遠距離の住所地の住民からの交付請求・概ねの件数 7. 総合事務所の総合的な見解 *この調査から遠距離住所地住民人口に係る年間1人あたりの交付請求件数を算出	郵便局における各種証明書の交付など 7項目について、各区総合事務所に意向調査を実施した。	■達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	意向調査においては、地域住民から開設希望がなく、今後要望があった時、改めて調査・検討していくものとし、当面は郵便局でのサービス提供は実施しないこととした。	市民生活部
II	財政の健全化	1	計画的な財政運営	(13)	財政指標の設定による健全化の取組	①	中期的な収支の見通しを示す中期財政見通しを作成、公表します	・短中期(5年から10年間)の財政不足額を把握できている状態 ・歳入に見合った歳出に圧縮するための収支不足額を把握できている状態	—	今後10年間程度の歳入歳出見込額及び収支見込額を集約整理した中期財政見通しを作成し公表する。	・行政改革大綱及び推進計画の基礎数値として中期財政見通しを提供 ・中期財政見通しとしての公表は行わず、行政改革大綱を通して間接的に歳入歳出の乖離見込を公表	■達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	平成27年度までの歳入歳出の収支不足額を把握  *H18予算の概算要求の収支不足が多額であったことから、財政再建団体になるといった過剰な反応が一部に見られ、公表の仕方に工夫が必要と感じた。	財務部	財政課
						②	経常収支比率80%未満を目指します  市町村にあっては、80%を超えると財政構造の弾力性を失いつつあるといわれていますが、当市においては、平成13年度に80%を超えて81.2%に、また、平成14年度には87.1%となったことから、これを改善するため、当面の目標として、80%未満を目指します	三位一体の改革の動きにより比率が増減する可能性が高いため、具体的な数値目標は立てられないが、少なくとも16年度の91.2%を下回るようにする。	経常収支比率を91.2%以下にする。	・退職者数に対する採用者数を少なくすることで、人件費を抑制する。 ・事務事業の見直しを行い、経費の節減に努める。	・義務的経費の状況(単位:百万円) H16決算 H17決算 前年度比 人件費 19,534 18,838 (△3.6%) 扶助費 6,244 7,648 (22.5%) 公債費 14,031 13,551 (△3.4%)  ・市税等の状況(単位:百万円) H16決算 H17決算 前年度比 市税 25,037 25,662 (2.5%) 譲与税 1,674 2,059 (23.0%) 交付税 24,392 26,052 (6.8%) 市債 10,470 8,731 (△16.6%)	<input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 ■未達成 <input type="checkbox"/> その他	現在、決算統計の数値を精査しているが、91.2%を上回る見込み。	財務部	財政課
						③	起債制限比率14%未満を維持します  当市においては、11%~12%台で推移していますが、当面の目標として、新潟県が示す市町村財政運営適正化指導方針で設定されている基準内で推移することを目指します	・起債制限比率14%未満を維持している状態。 ・三位一体の改革の動きにより比率が増減する可能性が高いため、具体的な数値目標は立てられない。	起債制限比率:14%未満	新たな市債の発行額を元金償還額を超えないように抑制するなど、引き続き適正な市債発行に努める。	・市債発行額をできるだけ抑制 ・H17決算見込(単位:百万円) H17市債発行額 9,142 H17→H18繰越分 1,866 計11,008 H17元金償還額 11,489 (△481)	■達成見込 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	最終的な数値は、7月中旬にまとまる決算統計の結果を待たないと出ないが、14%は下回る見込み。	財務部	財政課
④	財政調整基金を標準財政規模の5%に維持することを目指します  県の市町村財政運営適正化指導方針で望ましい財政調整基金の水準として示されている、「標準財政規模の5%」を維持することを目指します	平成17年度の財政調整基金の取り崩し予定額28億615万円をできるだけ圧縮するとともに、職員の退職手当等の財源としての取り崩しを極力抑える。	財政調整基金を標準財政規模の5%確保	予算編成におけるシーリング設定を行い、引き続き事務事業の見直し、経費節減に努め、適正な基金残高の維持に努める。	・アスベスト対策等で12月に4.3億円を取崩し ・豪雪災害に伴う補正財源として1月に約12億円を取崩し ・経費節減や執行残額の整理等により3月に取崩し額を2.7億円減額	■達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	・基金残高 H16末 6,180,983千円 H17末 3,516,745千円 ・標準財政規模に対する比率 6.7% H17市標準財政規模 52,654,648千円	財務部	財政課						

第2次大綱の体系						17年度目標及び実施内容			取組み結果の評価			部局課					
基本項目		具体的方策		推進項目		具体的な取組事項						部局	課				
No.	内容	No.	内容	No.	内容	No.	内容	H17年度末時点で対象をどのような状態にまで変化させるか	定性目標	数値目標	実施すること			実施したこと	17年度目標達成状況	17年度目標の達成状況の説明	
						⑤	土地開発公社の中期経営計画に基づき、当市が取得依頼した公社保有土地のうち、すでに市が使用している土地の再取得を着実に進めます。	公社が保有する土地の総額には民間に売却する分も含まれているため、市の再取得だけの目標にはならないが、民間売却分を含めて、17年度は市の標準財政規模で割った値を58.9%に引き下げる。財政状況を見ながら、可能であればさらなる再取得を実施する。			公社が保有する土地の総額を、市の標準財政規模で割った値が58.9%を下回る値	H15、H16年度で先送りした額（H15：210,351千円、H16：320,798千円）をできるだけ上積みして再取得する。  17年度 ・再取得計画額：669,137千円 ・再取得予算額：917,629千円 17年度の再取得後で、計画額の97.4%の達成率になる。	・直江津小学校用地を買戻し：178,401千円 ・H18予算で土地開発公社からの土地の買戻しを政策的経費として確保：926,363千円	■達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	・土地開発公社の中期経営計画におけるH17買戻し予定額 669,137千円 ・H17買戻し実績額 941,559千円 ・公社保有土地の標準財政規模に占める割合 55.5% H17末公社保有土地総額：29,242,062千円 H17市標準財政規模：52,654,648千円	財務部	財政課
				(14)	成果重視にたつた財政運営	①	バランスシートの結果を用いた財政分析を進めます	新上越市のバランスシートを完成させ、合併前上越市との比較検討を行い、当市の特徴を把握する。	—		本来であれば、平成16年度バランスシートは、決算認定議会である9月議会に参考資料として提出し、市民に公表する予定であった。合併前の上越市以外の団体の15年度以前の取りまとめ作業が終わっておらず、いまだ完成していない。早急に新上越市のバランスシートを作成し、合併前上越市との比較分析を行う。	・H16決算バランスシートを作成し、12月議会で報告 ・合併に伴い第三セクターが増加したため、第三セクターを加えた連結バランスシートは作成していない。	■達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	・H15と比較し分析（資産の部） ・有形固定資産が減少→資産の新規取得額が減価償却費を下回っている。 ・合併前の上越市の有形固定資産は平成13年度をピークに減少に転じている。 ・合併前の旧町村で基金を取り崩して事業に充てたことから、基金残高が減少。 ・投資等や流動資産が減少。（負債・正味資産の部） ・臨時財政対策債の影響で固定負債が増加している。 ・全体として、資産の形成を負債に依存する傾向が強まっている。  *H18年4月に総務省の新地方公会計研究会に参考人として助役、財務部長等が出席。合併した市町村におけるバランスシート作成の課題等について、上越市の取組状況を説明	財務部	財政課	
						②	行政評価のうち、政策・施策評価の方法を構築します	実効性のある評価方法案について、関係課と共通の認識を持った状態。	—		引き続き政策、施策評価の方法について、前年度でまとまった当課の考え方について関係課と協議し、実行性のある評価方法の案を示す。	18年度からスタートした第3次の行革推進計画の大目標1に関する取組みとして「効率的で効果的な行政運営の確立」の姿を検討した際に、政策や施策レベルの重み付け（重点政策の明確化）などが必要である、という結論を得た。	<input type="checkbox"/> 達成 ■一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	第3次行革大綱の中に、行政運営の目指す姿として具体的な取組項目に掲げることができたが、具体的な政策・施策評価の方法の構築までには至らなかった。	総務部	行革推進課	
						③	公共事業における事前評価の手法を研究し、費用対効果の高い公共事業から優先した事業選択を行います	当市に適した公共事業の事前評価の具体的な方針案の策定されている状態。	—		当市の目指す事前評価は、職員がみずから行うことができ、一定程度の客観性を持ちつつも簡易な手法を構築するための研究を行う。	コンパクトシティに関する創造行政研究所での研究を通じて、事前評価手法の構築に必要な基本的考え方を整理した。 あわせて、費用便益分析や条例の制定など、より幅広い視点から想定される評価手法についての情報を収集した。	<input type="checkbox"/> 達成 ■一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	当市にふさわしい評価手法を採用するためには、まちづくりや都市整備の方針を評価可能なレベルまで明確にし、事業効果の定義を確立し、評価基準を設定することが事前に必要となることから、まず都市整備の方針について検討し、その結果「コンパクトなまちづくり」を基本方針として提示した。 このことは、公共事業に対する事前評価の技術的な手法の確立とはならないが、当市の目指すまちづくりの方針を明確にし、その方針に合致した公共事業を選択するという事前評価の基本的な方針が整理されたことから一部達成とした。	総務部	行革推進課 (創造行政研究所)	
						④	総合計画に掲げた施策の実施状況について行政評価を行い、その結果を踏まえ、成果重視の予算配分を進めます	総合計画、新市建設計画の目標達成に効果のある事業を選定し、必要な予算を充てることと、効果の無い事業を縮小・廃止するなど、事務事業の取捨選択ができる状態。	—		新しい行政運営システムの構築に向け、政策・施策と事務事業の体系化、政策・施策評価の確立、予算編成手順の見直しなど検討事項が多岐にわたることから、関係課とともに研究する。	18年度からスタートした第3次の行革推進計画の大目標1に関する取組みとして「効率的で効果的な行政運営の確立」の姿を検討した際に、政策や施策レベルの重み付け（重点政策の明確化）などが必要である、という結論を得た。	■達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	18年度予算編成において、部局に枠配分した中で、各部局は総合計画等の政策ごとに事務事業の優先順位を付けて取捨選択したことから、目標を達成したと考える。	総務部	行革推進課	
II	財政の健全化2	自主財源の確保		(15)	税源の涵養	①	直江津港や高速道路、歴史的観光資源、豊かな農地など、地域の特性を十分に生かしながら、既存の商工業や観光産業、農業等の振興を推進します	・中小企業のほとんどが、堅調な業績を上げることができる状態。 ・商店街活性化に向けた市民の自主的な取り組みの常態化。			市内の事業所を対象に毎年実施している景気動向調査において、売上高及び経常損益が、「前年同期と比べて増加」と回答する事業所の割合が、50%を超える状態を基準とする。  なお、平成16年7月～12月期についてみると、増加と回答した事業所の割合は、「売上高」が38.7%、「経常損益」が36.2%だった。	◇中小企業支援活動の強化 ・地域のものづくり企業の情報収集を進め、データベースの基礎を整備する。また、企業支援コーディネーターを採用し、前記のデータを活用しながら、支援活動を行う。 ◇企業の経営支援としての融資制度の見直し ・既存の融資制度を見直し、より効果が期待できる融資制度を創設する。 ◇中心市街地活性化に向けた意欲ある後継者の育成 ・「商人元気支援塾」などの後継者育成のための講座の開催や、商店街自らの取組みに対する補助を実施する。	・中小企業支援活動の強化 「上越のものづくり企業データベース」を構築し、市内製造業を中心に100社の技術をインターネットを通じて公表した。また、データベースのメール機能を活用し、登録企業に市が行う支援策や交流会、技術情報を積極的に発信した。 ・企業の経営支援としての融資制度の見直し 既往の「景気対策特別資金」について、真に業況が悪化している中小企業者に対して支援する「経営改善支援資金」としたほか、「中小企業振興資金」の設備資金の限度額を増額するなどの拡充を図る一方で、近年利用実績がない資金を廃止するなど、各種融資規則の改正を実施した。 ・中心市街地活性化に向けた意欲ある後継者の育成 「商人元気支援塾」などの後継者育成のための講座の開催や、商店街自らの取組みに対する補助を実施した。	<input type="checkbox"/> 達成 ■一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	・1月に実施した景気動向調査では、売上高が「前年同期と比べて増加」と回答する事業所の割合が40.8%で、経常損益が「前年同期と比べて増加」と回答する事業所の割合が36.3%であり、前回調査よりそれぞれ7.6ポイント上昇、5.8ポイント上昇となり、回復傾向がうかがえるが、目標とする50%を超えることは出来なかった。 ・データベースの運用を開始し、マーケティングリスト等を利用し市内企業に情報提供を行うことが出来た。今後はデータベースを市外企業へ積極的PRし、市内企業の販売促進を図る。 ・融資規則については、各資金の内容の見直しと同時に、連帯保証人の義務付けの廃止、提出書類の軽減、様式の簡素化等を行い、中小企業にとって利用しやすい制度に改正した。 ◇中心市街地活性化に向けた意欲ある後継者の育成については、若手の商業者を中心になり、お客様に喜んでもらえる店づくりを目指して、中小企業診断士等の専門家より指導助言を受けながら勉強会を開催するようになった。	産業観光部	産業振興課

第2次大綱の体系						17年度目標及び実施内容				取組み結果の評価			部局課			
基本項目		具体的方策		推進項目		具体的な取組事項		定性目標		数値目標		取組み結果の評価			部局	課
No.	内容	No.	内容	No.	内容	No.	内容	H17年度末時点で対象をどのような状態にまで変化させるか	定性目標を言い表すことができる数値	実施すること		実施したこと	17年度目標達成状況	17年度目標の達成状況の説明		
II	財政の健全化	2	自主財源の確保	(17)	各種徴収金の取納率向上	①	直江津港や高速道路、歴史的観光資源、豊かな農地など、地域の特性を十分に生かしながら、既存の商工業や観光産業、農業等の振興を推進します	左記事業の実施により、直江津港の知名度を向上し、個別企業訪問による直江津港利用の促進を図る。	○直江津港の貨物取扱量 貨物量（国内外） 現状維持（約618万トン）から増加  外国コンテナ取扱数 22,940TEU  ・官民共同ポートセールス、上海航路貨物獲得のためのアンケート実施、直江津港セミナーにより、上記目標の達成につなげる。 ・国内航路については、直江津港後背地や九州でのポートセールスを通じ、現状の貨物取扱量を維持、増加する。	・官民共同ポートセールス 県、市、港湾事業者、港湾協会の官民共同による積極的な個別企業訪問を実施し、航路利用を働きかける。 ・上海航路貨物獲得のためのアンケート実施 新たに開設した上海港直行航路について、後背地の輸出入企業約3000社に対しアンケート調査を行い、航路開設をPRするとともに、結果をもとにポートセールスを行う。 ・日本海フェリー航路存続事業 九州発着のフェリー貨物獲得のために九州の企業を訪問し、航路利用を働きかける。 ・直江津港セミナー 直江津港の知名度の向上と利用促進を目的として、首都圏の船社、商社などの企業を対象としたセミナーを開催する。あわせて地元港湾事業者と参加企業との交流（商談）の場を提供し、速やかな集荷につなげる。 ・港湾整備要望 市、直江津港湾協会が協力し、国、県に対しコンテナ埠頭の増深化などの港湾整備の促進を強く働きかける。	・直江津港後背地企業及び九州企業へ戦略的なポートセールスを実施。 平成17年度 延べ 201企業 九州（5月、7月、10月、11月） 長野（6月、8月、10月、11月） 上田・長野（3月） 県内（6月、9月、12月、1月） 群馬（10月） 韓国（10月） その他県内、市内企業に随時実施  ・首都圏での直江津港セミナー実施。 東京（1月、2月）	□達成 ■一部達成 □未達成 □その他	・直江津港の貨物取扱量については、608万6千トンとなり前年度より（約618万トン）1.5ポイント減少。 ・外国コンテナ取扱数については、21,555TEUとなり、平成17年度の目標であった22,940TEUを6.4%下回った。 ・一方、直江津港後背地企業及び九州企業など戦略的なポートセールスにより8社、845トンの実績を上げたことから、目標は一部達成と考えた。	産業観光部	直江津港振興課	
						②	新たなアイデアや技術の開発、さらに起業精神の高揚を図りながら起業化を推進するとともに、新しいエネルギーや有機資源を活用した新産業の創出を推進します。また、産・学・行政の連携による産業クラスターの形成に向けた取組を推進します	中小企業者が技術・製品開発に積極的に取り組むとともに、それらを有機的に結びつけ新産業の創出が行われる状態。	新産業が創出される目標 件数：1件	・新技術、新製品の開発に取組んだり、バイオマスなど新エネルギーを活用した新規事業に対して、中小企業活性化支援事業により補助金を交付した。（交付件数 6件、6企業） ・産業クラスターの形成に向け、財団法人地方自治研究機構と共同研究を行い、地域の潜在的な可能性とクラスターの中核となる産業、企業の進出可能性を調査する。	・新技術、新製品の開発に取組んだり、バイオマスなど新エネルギーを活用した新規事業に対して、中小企業活性化支援事業により補助金を交付した。 （交付件数 6件、6企業） ・産業クラスターの形成に向け、財団法人地方自治研究機構と共同研究を行い、地域の潜在的な可能性とクラスターの中核となる産業、企業の進出可能性を調査した。	□達成 □一部達成 ■未達成 □その他	中小企業活性化支援事業の交付件数は6件で、バイオマス関連など今後の広がりによっては新産業として位置付けられる案件はあったが、現時点においては新技術開発の段階であり、新産業と位置づけることができない。 ◇産業クラスター創設の可能性調査を行い、創設に向けた推進シナリオ、課題等を検討した。現時点での創設は困難であるが、シナリオに沿った具体的な施策を実施し、早期のクラスター形成を目指す。	産業観光部	産業振興課	
						③	市の業務のうち、民間でできるものは積極的に民間に委ねることで、民間活力の活性化を図ります	委託により、サービスの低下、事務の停滞を招くことなく、人件費・事業費の減が認められる状態。	—	集中改革プランの策定に伴い、事務事業全般についての民間委託等の実施時期等を示した具体的かつ総合的な指針、計画を策定するため、予算編成の際に基本的な方針を示した上で委託が可能な事務事業を明確にする。	18年度の予算編成にあわせ、事務事業評価の際に委託の視点、対象となる業務例などを通知し、経費削減効果又はサービス向上効果がある場合の実施を周知した。	■達成 □一部達成 □未達成 □その他	予算編成は部局への枠配分に基づき、予算の範囲内で事務事業の費用対効果を高める手法として、必要に応じて委託が行われた。  職員削減への対応（コスト削減）や専門ノウハウの活用のため、17年度中に検討し、18年度から新規に委託した業務：417件、2,291,641千円 *主な業務：人事課給与支払事務に係る人材派遣委託、ホームページリニューアル、各種計画、設計、測量業務などを民間委託。	総務部	行革推進課	
						④	民間の活動を活性化するために、経済特区等を活用し、各種規制の緩和に向けた取組を進めます	民間企業等の活動を阻害する規制が特区によって緩和されている状態	—	引き続き、特区等の活用推進を図る。 ・市ホームページへの掲載、情報更新 ・国の募集にあわせ庁内周知 ※現在、民間からの問合せ、相談等がない状況であり、今年度の提案、計画認定申請の見込み無し。	市ホームページに情報を掲載するとともに、国からの意向調査にあわせて情報を更新した。また、あわせて庁内に周知するとともに、市民提案に助言するなど積極的に取り組んだ。	□達成 □一部達成 □未達成 ■その他	市民提案があるなど、各種規制の緩和による民間の活動の活性化に向け、特区を活用する動きが着実に広がっている。	企画・地域振興部	企画政策課	
					(16)	受益者負担の適正化	①	類似する施設間の使用料を見直します	施設使用料についての基準が示される状態。（実際の見直しは18年度を予定。）	—	・類似する施設間の使用料についてどのような差があるか把握する。 ・「公共施設管理検討委員会」を設置し、施設の種類ごとの使用料についての基準案を示す。	公の施設の使用料設定にあたっての基本的な考え方を整理し、統一的な指標を得るため、公共施設管理検討委員会からの建議を踏まえ、「公の施設の使用料設定にあたっての基本方針（案）」を策定した。	■達成 □一部達成 □未達成 □その他	市民の施設利用に際した公平性及び効率性の向上を図るため、受益者負担の徹底、使用料算定方法の確立、減免基準の見直しを3要素とした左記基本方針（案）を策定し、18年度に個別施設における見直しを実施できる状態とした。	総務部	行革推進課
							②	公の施設における減免基準を見直します	施設使用料の減免についての基準が示される状態。（実際の見直しは18年度を予定。）	—	「公共施設管理検討委員会」を設置し、施設の種類ごとの使用料の減免についての基準案を示す。	公の施設の使用料設定にあたっての基本的な考え方を整理し、統一的な指標を得るため、公共施設管理検討委員会からの建議を踏まえ、「公の施設の使用料設定にあたっての基本方針（案）」を策定した。	■達成 □一部達成 □未達成 □その他	市民の施設利用に際した公平性及び効率性の向上を図るため、受益者負担の徹底、使用料算定方法の確立、減免基準の見直しを3要素とした左記基本方針（案）を策定し、18年度に個別施設における見直しを実施できる状態とした。	総務部	行革推進課
							③	講座などの受講料を見直します	子どもを対象とした講座以外の講座について、適正な金額の受講料が設定されている状態。	—	予算編成の作業開始の際に、受講料の考え方を周知する。	多くの講座を実施する公民館において、新規講座の実施にあたり受講料の設定を徹底した。	■達成 □一部達成 □未達成 □その他	子どもを対象とした講座以外は、原則として受講料を設定する、というルールが徹底されたことから、適切に受講料を設定した（目標を達成）と考える。	総務部	行革推進課
					(17)	各種徴収金の取納率向上	①	市・県民税の納入時における手続きの簡素化と取納率の向上を図るため、口座振替の依頼率について、現状23.1%を年次3%750件づつ向上させ、平成18年度までに30%まで上げます。  ※市町村合併により口座振替依頼率が上昇したことから、最終目標を当初の30%から55%に変更した。	納税義務者に、口座振替についての周知が図られ、理解が深まっている状態	18年度口座振替依頼率：40%  ※全期前納者がいること、課税更正により税額が異動することから、期別の納税義務者を正確に把握できないこと、また、納税義務の承継とか、口座振替情報の変更になる事例が数多くあることから、年度当初の数値を以って統計数値としている	納付書に口座振替推奨の文書を同封。納税を促す機会毎に、口座振替を推奨する。 国税・県税と連携し、税の広報・教育活動を通じて口座振替を推奨するほか、納税貯蓄組合・金融機関と連携し、口座振替の推奨を行う。秋に、金融機関各店舗に市税口座振替推奨ポスターを掲示し、口座振替の勧誘活動を行う。	・納付書に口座振替推奨の文書を同封 ・口座振替依頼書の更新 ・租税教室での口座振替推奨をPR ・納入促進員による口座振替勧奨	■達成 □一部達成 □未達成 □その他	平成18年度当初賦課時点口座振替依頼率 41.33%	財務部	収納課

第2次大綱の体系						17年度目標及び実施内容			取組み結果の評価			部局課					
基本項目		具体的方策		推進項目		具体的な取組事項		定性目標		数値目標		実施したこと		17年度目標の達成状況の説明		部局	課
No.	内容	No.	内容	No.	内容	No.	内容	H17年度末時点で対象をどのような状態にまで変化させるか	定性目標を言い表すことができる数値	実施すること	実施したこと	17年度目標達成状況	17年度目標の達成状況の説明		部局	課	
II	財政の健全化	3	事務事業の見直し	(18)	県、国からの権限・税財源移譲の推進	②	固定資産税・都市計画税の納入時における手続きの簡素化と収納率の向上を図るため、口座振替の加入率について、現状31.2%を平成18年度までに38%まで上げます。 ※市町村合併により口座振替加入率が上昇したことから、最終目標を当初の38%から60%に変更した。	H17年度末時点で対象をどのような状態にまで変化させるか	18年度口座振替依頼率：56%	納付書に口座振替推奨の文書を同封。納税を促す機会毎に、口座振替を推奨する。国税・県税と連携し口座振替を推奨するほか、納税貯蓄組合・金融機関と連携し、口座振替の推奨を行う。11月から、郵便振替納税者を対象に、口座振替依頼書を同封し推奨を行う。	納付書に口座振替推奨の文書を同封 口座振替依頼書の更新 租税教室での口座振替推奨をPR 市外者用の口座振替依頼書（郵便局用）の作成 納入促進員による口座振替の勧奨	■達成 □一部達成 □未達成 □その他	平成18年度当初賦課時点口座振替依頼率56.11%	財務部	収納課		
						③	市営住宅家賃の納入時における手続きの簡素化と収納率の向上を図るため、口座振替の加入率について、現状61.2%を平成18年度までに65%まで上げます。 ※市町村合併により口座振替加入率が上昇したことから、最終目標を当初の65%から87%に変更した。	現年度分収納率が98%に達している状態。 ・口座振替率82%	現年度分収納率：98%	H16年度に引き続き新規入居者の入居説明会において提出書類と一緒に口座振替依頼書を配布し、口座振替による納入を依頼するほか、滞納者の納入相談時に口座振替による納入を推進する。	3月末入居者1,091人 ・口座振替者849人（78%） →新規入居者に口座振替依頼書を配布し、口座振替を依頼するほか、滞納者の納入相談時に口座振替による納入を推進した。	□達成 ■一部達成 □未達成 □その他	現年度分収納率は98.4%であり目標（98%）に達したが、口座振替率は新規入居者の口座振替率が低かったため目標（82%）を達成できなかった。	都市整備部	建築住宅課		
						④	保育料や市営住宅の家賃、国民健康保険税などの納入窓口の多様化を図り、利便性を高めるため、コンビニエンス・ストアの活用を研究します	軽自動車税では、平成18年度から郵便局で納付できる角公型納付書（1件30円）の開発を行います。市指定の金融機関の利用が困難な市外の納税者が、課税総件数の7%にあたる6,863人おられ、車検に必要な納税証明書も通常の納付書と同じように納税とともに受け取れるようにしたい。  ※郵便振替で納税した場合郵便で納税証明を申請していただき交付（無償）している。平成17年度は、期限内納付者について納付済通知・納税証明書を送付した。（400件弱 延3人）	納付書情報の一元化	・先進地の視察を行い、課題等の整理検証を行います。 ・収納処理に必要な情報の整理を行い、納付書の統一を検討します。 ・収納課は納税機会の拡大のため、休日及び時間外の納付窓口を平成16年度と同様に開設して行きます。 ・郵便局でも取められる納付書を開発し、納付機会の拡大を図ります。  ※開発を計画する納付書 拡大角公と称し、現状の角公（郵便振替）に納付済通知・納税証明を付加し、納付書としての機能を有するもの。元々は、角公も口座振替までの繋ぎとして使用を認められてきたもので、上越市の場合は、市域での使用はできないものとされている。一方、マルチペイメント対応型拡大角公納付書は、全金融機関展開までの暫定期間に限り、全国全域での使用が認められることになり、市内であっても利便性のうえで郵便局が便利な方も利用できることになる。	新しい「軽自動車税用郵便振替用紙」の開発 先進地の視察研修（長岡） 内容：納付書の一元化と収納結果のFD化 納付書の一元化 保育料、ケーブルテレビ、住宅使用料の様式を統一 休日及び時間外の納付窓口の開設 コンビニ収納関係の情報収集	■達成 □一部達成 □未達成 □その他	OCR消込に対応する収納情報は一元化できた。今後、コンビニ収納等に対応できるよう納付書の様式の変更、統一が課題。	財務部	収納課		
						①	県の権限で行っている事務事業のうち、本市において本市の権限で行うほうが市民にとってより便利なものについては、積極的に事務委譲を求めていきます	当市において実施したほうが市民にとってより便利な県の事務事業を把握した状態。	—	県において大規模な権限委譲を予定しており、「県から市町村への事務・権限の移譲についての報告書」を県に提出したことから、庁内各課に対し当該報告書の内容を周知し、事務移譲に関する意識付けを行った。	新潟県市町村権限移譲検討委員会が、「県から市町村への事務・権限の移譲についての報告書」を県に提出したことから、庁内各課に対し当該報告書の内容を周知し、事務移譲に関する意識付けを行った。	□達成 □一部達成 ■未達成 □その他	平成17年度は「県から市町村への事務・権限の移譲についての報告書」が県に提出されたに留まり、最終的に県が示す「事務・権限移譲計画」の公表が18年度になったことから、事務移譲を求めていくための情報がなく、各課が移譲について検討する段階に至らなかった。	企画・地域振興部	企画政策課		
						②	国に国庫補助金、地方交付税及び税の配分の見直しを求めていきます	真の三位一体改革の推進	—	引き続き、全国市長会等を通じた要望等を行うとともに、国と地方との協議を推進する。	全国市長会として、平成17年度要望に、国庫補助負担金の見直し、地方交付税の充実などを盛り込み、また重点要望事項として三位一体改革の確実な実現による都市税財源の充実確保を盛り込むなど、国に対して要望した。	□達成 □一部達成 □未達成 ■その他	要望は行ったが、三位一体改革の推進に対してどのように貢献したのかという評価が困難。	企画・地域振興部	企画政策課		
						①	1/4以上を出資する第三セクターにあつては、経営状況に応じ総合診断を行うとともに、健全な経営が行われるよう必要な関与を行います	市の財政支援を受けることなく健全な経営が行われている状態。	—	・引き続き予備診断を実施する。 ・有限会社やまざくらについては、平成16年度決算が明らかになった段階で、中小企業診断士による経営診断の実施等を検討する。	1/4以上を出資する第三セクターに対して、経営状況の予備診断を実施した。 繰越損失があり直近期が赤字となった法人（2法人）に対してのヒアリングを実施する準備を行った。	□達成 □一部達成 ■未達成 □その他	平成17年度において、市の財政支援を受けている第三セクターが存在している。財政支援の内容の検討が必要。	総務部	行革推進課		
						②	市が出資するすべての第三セクターについて、提供可能な情報は積極的な公開に努めます	すべての第三セクターについて、提供可能な情報は積極的な公開に努めます	—	引き続き情報を公開する。	既存の内容による情報公開は引き続き行ない、その公開内容の見直しに着手した。	■達成 □一部達成 □未達成 □その他	市政情報公開コーナー等による公開を継続した。18年度において、その項目を見直しにより広範囲の公開としたい。	総務部	行革推進課		
						③	出資目的が達成された第三セクターについては、出資の見直しを行い、市の関与の縮小に努めます	出資目的が達成された第三セクターについては市からの出資や財政的な支援を行っていない状態。	—	新潟放送への出資について、信越放送と同様、所期の目的が達成された判断し、株券の売却を行う（予算額12,600千円）。	新潟放送への出資について、所期の目的が達成された判断し、株券の売却を行った。（所管課：用地管財課 予算額12,600千円） 出資の見直しについての具体的な方針は確定していない。	□達成 ■一部達成 □未達成 □その他	出資目的が達成された第三セクターについては、出資の見直しを行い、市の関与の縮小に努めるよう、18年度において策定を予定している第三セクターへの対応に関する基本方針に盛り込む。	総務部	行革推進課		
						①	事務事業評価の結果などを踏まえ、必要性や妥当性などを検討し、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドを進めます	・部局内で各事務事業に対し、必要性、妥当性を評価できる状態。 ・評価結果により効果の高いとされる事務事業に重点的に予算が配分される状態。	—	評価結果が次年度予算に反映されるような仕組みを構築する。	予算の部局枠配分方式に基づき、事務事業に優先度を付けることから、公的関与の必要性、総合計画等上位計画との因果関係、事務事業の成果の有無等に重点を置いた評価を実施した。	■達成 □一部達成 □未達成 □その他	17年度に計上されていた予算を18年度に計上しなかった金額：13,096,073千円 *1,448件の事務事業のうち、823件の事務事業について見直し（廃止・縮小など）を行ったことから、目標を達成したと考える。	総務部	行革推進課		
						②	イベントなど催物について、市民が参加しやすくするため、各種催し物の統合や開催日の分散など開催方法の改善を図ります	これまでイベントの調査だけにとどまっていたのを参加者の利便性を考慮した総合的な調整を図る	イベント調査をもとに開催日の分散、各種催物の統合など調整を図る	参加者の利便性を考慮した日程調整	イントラネットの「行動予定」フォームを改修し、各課が随時入力できるシステム構築を、情報管理課と検討した。	□達成 □一部達成 ■未達成 □その他	検討の中で、運用面での課題やシステム構築上の経費の問題が生じたことから、別の方法について、更なる検討を要する状況となった。	企画・地域振興部	企画政策課		

第2次大綱の体系						17年度目標及び実施内容			取組み結果の評価			部局課			
基本項目		具体的な方策		推進項目		具体的な取組事項			取組み結果の評価			部局	課		
No.	内容	No.	内容	No.	内容	No.	内容	定性目標	数値目標	実施すること	実施したこと			17年度目標達成状況	17年度目標の達成状況の説明
						③	極端に利用の少ない施設や設置した意義が薄れてきている施設、類似施設が多数ある施設については、利用実態などを十分に踏まえ、用途の変更や廃止などを実施します	H17年度末時点で対象をどのような状態にまで変化させるか	—	すべての公の施設について実態調査を行い、「公共施設管理検討委員会」で施設の統廃合等の考え方を検討する。	具体的な取組みを行わなかった。	<input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input checked="" type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	18年度に「公共施設管理検討委員会」において施設の管理運営のあり方を検討することから、その際に検討することとし、17年度に実施しなかったもの。	総務部	行革推進課
						④	より効率的で市民が使いやすい施設運営を進めるため、極端に利用の少ない時間・時期における開館時間の在り方や月曜日に集中している休館日を見直します	施設の統廃合の基本的な考え方が決まっている状態。	—	・合併後の全ての施設について休館日を把握する。また、曜日ごとの利用数を把握する。 ・施設休館日のあり方についての方針を決定する。	具体的な取組みを行わなかった。	<input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input checked="" type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	18年度に「公共施設管理検討委員会」において施設の管理運営のあり方を検討することから、その際に検討することとし、17年度に実施しなかったもの。	総務部	行革推進課
						⑤	市の業務に精通する職員自らが日常業務にかかる改善案を提案する「職員提案制度」を進めます	職員自らが意欲を持って行政運営の改善や市民サービスの向上に寄与していくという雰囲気定着させる。	30件	・実施方法を見直し、目標件数の達成に努める。 (見直し例) ・特定のテーマを設定し、提案を募る。 ・所属する課等に対する提案も対象とし、各課等から1件以上の提案を募る。 など	実施方法の見直しを予定したが、第3次行革大綱の取組みとして抜本的に見直すこととし、従来の方法で職員提案制度を継続したところ、最終的な提案件数が25件に止まった。	<input type="checkbox"/> 達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	長期継続契約とする契約を定める条例の制定や、ホームページにバナー広告を掲載するなどの提案が採用となった。目標である30件には届かなかったが、結果として25件の提案があったことから、一部達成とした。	総務部	行革推進課
						⑥	事務事業を作業工程ごとに分解し、各工程の総コストを算出することにより、作業工程での無駄を把握し、業務の改善を行うABC手法を導入します	実施対象業務について、事務執行の改善点が判明し、改善により、人件費・事業費の減が見られる状態。	—	収納率の向上に向けた事務改善を対象として、簡易な方法で実施する。	・新年度予算編成時にABCの視点による事務事業の見直しを指示した。 ・収納業務での試行については、収納課、会計課等との協議を行ったが、実施に至らなかった。	<input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input checked="" type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	当初、市税等の納入通知書の様式統一にあたり、改善の程度を測定するためにABCを試行的に実施する予定であったが、様式の統一に向けた具体的な実施方法について年度内に調整が終わらなかったため、試行できなかったことによる。	総務部	行革推進課
						⑦	事務事業の継続性や安定した均一の市民サービスの確保のため、すべての業務についてマニュアルを作成します	全庁で共通して行われる事務についての執行が同一レベルでなされる状態。	・マニュアルに記載されている事項に関する事務処理ミス0件	全庁にまたがる業務(財務や会計、個人情報保護など)を対象としてマニュアルを作成し、イントラに掲載する。	会計や契約業務に関する留意点等について、庁内イントラに掲載した。	<input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他	全庁にまたがる主な業務については庁内イントラに掲載し、職員が閲覧できるようになったが、会計業務などでは、各課で小さなミスが時折発生していたことから、「全庁で共通して行われる事務についての執行が同一レベルでなされる状態」とは言い切れないと考える。	総務部	行革推進課
III	組織機構の適正化と職員の能力開発	1	柔軟で機動的な組織づくり	(21)	柔軟な組織機構の推進	①	簡素で効率的な行政組織を基本とし、市民ニーズや時代の要請に応え得るよう、常に組織の見直しを実施します	市民ニーズ等に応え得る組織を念頭に、現年度及び次年度の組織体制を整備する。	—	市民ニーズ等に応え得る組織を検討	・特例市移行準備室の設置 ・平成21年の新潟県国体に向けた国体準備局の設置 ・H18年度組織体制の検討	<input checked="" type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	・特例市への移行に関し総合的に調整するセクションとして特例市移行準備室を設置したほか、平成18年度の組織体制として、安全・安心のまちづくりを強化するため、「防災」に主眼を置いた施策を展開する基幹部署として「防災局」を新設するなど、市民ニーズに即応できる体制強化を図った。	総務部	人事課
						②	職員を有効に配置し、より効率的な事務執行を図るため、係制を廃止し、グループ制を実施します	・事務所のグループ制検証 ・本庁職場にグループ制を導入	—	・グループ制を導入した区総合事務所の導入成果の検証 ・本庁への導入プロセスの検討	・グループ制に係るアンケートの実施 ・アンケート結果の検証	<input checked="" type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	H18年度より人事課・教育総務課の係を廃止し、グループ制を施行。	総務部	人事課
						③	複数の部門に関連する横断的な行政課題に対して、柔軟かつ機動的に対応するため、総合的に調整を行う機能(組織)の充実を図り、縦割り組織の弊害排除に努めます	弊害の状況を把握して対応し、組織が機能している状態を維持する	—	・現行の総合調整機能を担う組織の検証 ・新たな課題等に対する対応の検討	特例市移行準備室の新設	<input checked="" type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	・特例市への移行を控え、複数の部署に渡る業務を総合的に調整する機能を持つセクションとして、特例市移行準備室を新設。	総務部	人事課
					(22)	危機管理システムの確立	①	危機管理体制の整備を行います ・危機管理体制の整備を内容とする基本方針の作成・改善 ・対応マニュアルの作成 ・対応マニュアルに関する訓練の実施 ・専門的な人材育成	・自然災害以外の事態に対し、本庁と総合事務所との連絡・連携・応援体制を確立し、職員の知識、能力を高める。 ・消防大学校へ入校し専門知識を習得する。	—	・総合事務所との連絡・連携体制の確立 →衛星携帯電話を各区に2台配備し、本庁との連絡・連携体制を確立した。 ・消防大学校危機管理教育科の各コースに入校 →消防大学校の各コースへ入校し、危機管理、国民保護、図上訓練等の専門的な知識の習得を図った。 ①防災実務管理者コース 1名 ②国民保護コース 1名 ③トップマネジメントコース 2名 ・上越教育大学と避難所開設に係る協定を結び避難所体制の拡充を行った。	<input checked="" type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	本庁と総合事務所の連携体制などの整備を行うとともに、職員の危機管理能力の向上を図ったことから、目標を達成できたことと考える。	防災局	危機管理企画課
III	組織機構の適正化と職員の能力開発	1	柔軟で機動的な組織づくり	(22)	危機管理システムの確立	②	職員の危機管理意識の向上を図ります ・危機管理に関する研修の実施	危機管理講習会を実施し、職員の危機管理意識の向上と、担当業務に関する知識・能力を高めて緊急事態に対応できるよう自己研鑽を図る。	—	危機管理講習会の実施 ①国民保護セミナー ②危機管理研修	・危機管理講習会等の実施 ①新潟県国民保護セミナー(上越会場) 市民、市職員など200名参加 ②避難所開設担当者説明会(2日間) 市職員(避難所担当)226名参加 ③危機管理の関する職員研修会 市職員(課長級)26名参加 ④NBCテロ対策図上訓練 自衛隊、海上保安署、警察、消防、市職員など30名参加 ⑤大潟区危機管理の関する研修会 市職員(大潟区)48名参加	<input checked="" type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	・あらゆる緊急事態に対応できるよう危機管理に関する講習会や訓練を実施し、職員の危機管理意識の向上させ、災害時の担当業務に関する知識・能力を高めた。 ・③、⑤の研修会では、参加者に図上訓練を実施し、仮想災害の対応について各自の取るべき対応を記入させたが、災害時の自身の役割についてよく整理されており、職員一人ひとりの知識・能力が向上していると思われる。	防災局	危機管理企画課
						③	市民に対し、常時啓発を行います	広報じょうえつ等で啓発	—	・広報じょうえつ等で啓発 ・危機管理講習会の案内	・広報じょうえつ等で防災対策の啓発 ①広報じょうえつに防災情報の掲載 ②避難所マップの全戸配付 ・新潟県国民保護セミナー(上越会場)の開催	<input checked="" type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	・広報じょうえつによる防災啓発や避難所マップを全戸配付し、市民の防災意識の高揚を図った。 ・新潟県国民保護セミナーを県と共同開催し、市民に国民保護について周知した。 ・新たに自主防災組織を結成した町内会数は平成16年度、4町内会(合併前上越市4、13区0)であったが、平成17年度、139町内会(合併前上越市13、13区126)に増加し、市民の防災意識が向上していると思われる。	防災局	危機管理企画課

第2次大綱の体系						17年度目標及び実施内容			取組み結果の評価			部局課					
基本項目		具体的方策		推進項目		具体的な取組事項		定性目標	数値目標	実施すること	実施したこと		17年度目標達成状況	17年度目標の達成状況の説明		部局	課
No.	内容	No.	内容	No.	内容	No.	内容	H17年度末時点で対象をどのような状態にまで変化させるか	定性目標を言い表すことができる数値	実施すること	実施したこと	17年度目標達成状況	17年度目標の達成状況の説明		部局	課	
2	定員管理と給与の適正化	(23)	適正な定員管理	①	職員2,492人（平成15年4月1日時点）について、事務の効率化、電子化、業務委託等を進めることにより、退職に伴う新規採用を抑制し、平成26年度の時点で1,979人以下にします	事務の効率化、電子化、業務委託等を進めることにより、退職に伴う新規採用を抑制し、H18年度の時点で2,324人以下にする	2,324人以下	職員採用計画の策定 ・ 勤奨退職の実施	職員削減計画に基づく職員採用計画の策定と、採用試験の実施	■達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	H18年当初で2,319人以下とする目標に対し、2,317人となり目標を達成。	総務部	人事課				
					①	国の公務員制度改革の動向を踏まえ、能力・職責・業績を反映した給与水準の適正化に努めます	管理職員を対象に人事考課結果を勤奨手当の成績率に反映する（前期の結果を12月の勤奨手当に反映する）。	—	管理職に対し人事考課を全て反映	H17年12月から管理職の勤奨手当に人事考課を反映させた。	■達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他	H15年度から実施している人事考課の結果を管理職から反映させることができた。	総務部	人事課			
						②	55歳定期昇給停止の緩和措置として「当分の間、58歳で定期昇給停止」としている条例措置の見直しを行います	58歳で定期昇給が停止している状態	—	58歳での定期昇給停止を実施する。	平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間にあつては「58歳」、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間にあつては「57歳」、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間にあつては「56歳」と昇給停止の特例を規定。（平成16年度中に規定）	平成17年4月から実施。	総務部	人事課			
						③	国とのバランスを考えながら、地域の経済情勢を的確に反映した、地域の実態に沿った独自の給与決定システムを研究します	人事院勧告に沿った、給与制度の改正	—	取組項目を念頭に、今後の公務員給与制度の動向に注意する	・平成17年8月の給与構造改革に伴う人事院勧告を受け、給与制度及び退職手当制度の改正について、職員組合と協議。 ・3月議会にその条例改正案等を提案し、平成18年度から速やかに実施できるようにした。	給与構造改革に伴う基本的な部分は、概ね職員組合と合意し、平成18年4月から実施するに至った。	総務部	人事課			
		(25)	諸手当の見直し	①	時間外勤務については、公務能率の保持や職員の健康を守るため、業務の実施方法の見直しや効率化、事務事業の見直し、職員配置、組織の見直しなどを行い、前年度比5%の削減に努めます。	勤務時間を適正にする	・市全体の通常業務に係る超過勤務時間：180,300時間 ・一人1ヵ月あたりの超過勤務時間数：9.2時間	取組項目に基づき時間外勤務の削減を徹底する。 *時間外勤務削減検討委員会の活用 *問題職場、問題職員のピックアップと個別対応	・6月に管理職に対して時間外勤務に関するアンケート実施 ・10月に時間外勤務実態調査（本庁及び総合事務所等）を実施	・17年度の市全体の通常業務に係る時間外勤務実績は、178,829時間であり、目標としていた180,300時間を達成した。 ・また職員一人あたりの1ヵ月の超過勤務実績は7.8時間であり、目標の9.2時間を達成した（前年比19.6%の削減（H16年度9.7時間））。	総務部	人事課					
					②	特殊勤務手当、退職手当などの諸手当のあり方について、社会情勢や職場環境の変化等を踏まえ、見直しを検討します	・通勤手当妥結。 ・税務職手当等不快職場手当の見直し。 ・防災課勤務手当での新設。	—	通勤手当、税務職手当等不快職場手当の見直し及び防災課勤務手当の新設などについて引き続き職員組合と協議する	・職員組合に通勤手当の改正を申し入れた。 ・改正内容について合意に至り、H18年4月から実施。 ・支給区分（距離）及び手当額を県、新潟市及び長岡市を参考にして見直しを図った。	通勤手当については見直しを行ったが、特殊勤務手当については、給与構造改革などの見直しに時間がかかり具体的な改正内容を職員組合に提示できなかった。	総務部	人事課				
				①	女性職員の能力が十分に発揮できるような職場環境の整備を進めます	次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の年度目標の達成	—	次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の実施	・次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を昨年度に作成し、17年度から実施。 ・全課長会議で計画の主旨、内容を説明するとともに、人事課HPに計画を掲載し、全職員に周知した。 ・12月に推進委員会を開催し、計画の進捗管理及び推進を図っていくことを確認した。	18年度目標達成の向け、行動計画の周知、育児休業復帰支援プログラム等を実施	総務部	人事課					
					②	各種研修を引き続き実施するほか、特に新人研修としての職場内研修(OJT)を充実するため、マニュアルを作成し、推進します	人材育成基本計画の作成	—	・組織機構改革後に対応した事務手順書の見直し ・マニュアルの更新と新規対象業務の洗い出し	人材育成基本計画案を作成した。	人材育成基本計画の案作成に止まり、策定に至りませんでした。	総務部	人事課				
		③	職員の能力向上を目的として、加点方式・人材育成型の人事考課制度の充実を図ります	人事考課制度の適正な実施	—	・平成17年4月から管理職を対象に本格稼働することとし、勤奨手当の成績率など給与処遇に反映させる ・管理職以外の職員における制度導入について職員組合と協議継続	・人事考課制度の実施 ・H17.12月期の勤奨手当に考課結果を反映（管理職のみ）	これまでの試行結果を踏まえ、管理職対象に制度を本格実施し、H17.12月の勤奨手当に反映。	総務部	人事課							